

平成26年度一般会計予算特別委員会会議録

平成26年3月13日(木)

(開 会) 13:00

(閉 会) 17:30

○委員長

ただいまから、平成26年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求が万が一ありますれば、そのつど、お諮りをいたしたいと思っておりますし、次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は7つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思っております。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑を行うように、お願いいたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

そして、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会が能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

次に、委員の皆さんをお願いいたします。先に発言いたしました、この特別委員会が能率的に運営できますように、通告制を採用しております。通告外の質疑は受けないということとはございませんが、通告外は極力聞きもらしたのものや、どうしても確認しておきたいものにとどめていただきますよう、ご協力をよろしくをお願いいたします。

最後に、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第5号 平成26年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。

執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうで答えさせていただきます。

要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ただいま要求された資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配付させます。

(配 付)

なお、要求された資料については、全部そろっているようですので、ご確認お願いいたします。それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第5号 平成26年度飯塚市一般会計予算」予算の概要について説明をさせていただきます。

平成26年度の一般会計当初予算につきましては、4月に市長選挙が執行されます関係から、人件費等の義務的経費・経常的な経費を中心に必要最小限度の経費の年間分を計上させていただいております。

これは、法的には規定された名称ではございませんが、通称「骨格予算」といわれるもので、本予算として1年分の予算を計上させていただいております。

原則として新規、或いは投資的な経費等につきましては、6月に補正予算としてご提案させていただき、骨格予算に肉付けすることになります。国・県の制度による事業の実施時期や工期の関係で当初から計上しなければ実施できない事業、また市として計画上実施時期の判断がすでになされている事業につきましては、当初から予算計上させていただいております。

それでは、配布いたしております「平成26年度予算資料」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。予算額につきましては、一般会計で671億3000万円を計上いたしております。

前年度と比較いたしますと、45億5400万円、率にして7.3%の増となっております。

なお、今議会に平成25年度補正予算として提案をいたしております“国の補正予算（第1号）関連事業”につきまして、平成26年度実施予定の前倒しを行う事業がございますが、補助採択状況の関係で、平成26年度当初予算にも一部計上しております。この重複分につきましては、新年度補正予算において調整をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、左側に予算書のページを記載いたしております。

このうち主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、市税は、平成25年度の決算見込等を基に経済状況等を勘案し、総額で133億7433万6千円を計上いたしております。

市民税のうち個人市民税では、景気等の影響により1.6%の減となっておりますが、法人市民税では、平成25年度の法人税割の増加等を勘案し12.5%の増となっております。また、固定資産税では、土地は1.9%の減となっておりますが、建物は新增築等により3.9%の増、償却資産税は資産見込評価額の増により3.3%の増となっており、全体で約1億4400万円、1.1%の増となっております。

地方消費税交付金は、地方財政計画の伸び率を勘案して1億6300万円、12.7%多い、14億4400万円を計上いたしております。また、地方交付税は、普通交付税で前年度より2億円少ない147億円を計上いたしております。臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額では平成25年度決定額より約4億7200万円の減額を見込んでおります。特別交付税につきましては、前年度同額の18億円を計上いたしております。

分担金及び負担金につきましては、LED防犯灯リースに伴う自治会分担金を計上いたしております。

使用料及び手数料のし尿処理手数料では、平成26年度から相田地区の一部を民間へ移管（民営化）いたしますので、し尿処理手数料が減額となっております。

2ページの下から3ページ、4ページにかけまして記載しております国庫支出金および県支出金につきましては、消費税率引上げに際しての措置として臨時福祉給付等の事業、本市の主要施策であります、小中学校整備、中心市街地活性化ほかの本年度実施予定事業に係る国・県の負担金、補助金および交付金を計上いたしております。

5ページをお願いします。繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、本年度当初予算において、財源調整として1億1840万6千円を取り崩して予算編成を行っております。これにより、財源調整可能な財政調整基金と減債基金の平成26年度末残高は、現時点では普通会計ベースで約127億円になり、一昨年に策定いたしました財政見通し推計額と比較いたしますと約15.7億円多くなっております。また、地域振興基金繰入金につきましては、平成23年から24年度に市町村振興協会から配分され積立てております基金を定住促進事業等の財源として、また、平成25年度の国の経済対策に係る「地域の元気臨時交付金」を活用するものでございます。

市債は、6ページにかけて記載しておりますが、臨時財政対策債20億8千万円を含み、過疎債ソフト事業分の地域振興事業債や、合併特例債を活用いたします本庁舎建設事業債、保育所等施設整備事業債、清掃・し尿処理施設整備事業債など、総額で120億5180万円を計上いたしております。うち合併特例債は94億3420万円で、学校給食事業特別会計計上分7億2270万円を加えますと平成26年度当初予算計上分は101億5690万円となります。借入額累計は、平成24年度繰越事業分以降は予算ベースとなりますが、270億6830万円で、これを限度額の469億2800万円から差し引いた発行可能残高は198億5970万円となります。

なお、当初予算編成後の普通会計ベースでの平成26年度末市債残高は、現時点では約680億9千万円の見込みとなり、財政見通しでの推計額730億円と比較しますと49億1千万円少なくなっております。

次に、歳出ですが、職員人件費の一般および特別会計の総額は、退職等により前年度より約3億2500万円少ない73億9007万円を計上いたしております。

職員数は、一般職で任期付雇用職員を含み27人の減となっております。

7ページをお願いいたします。総務費の財産管理費の車両管理費では、本庁集中管理車両104台のうち軽乗用車及び軽貨物車25台分について平成26年度からリース契約を結ぶため借上料を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。企画費のその他の企画費のふるさと応援寄付事業費では、記念品料を計上いたしておりますが、寄付者の増加により記念品料が増額となっております。

9ページをお願いいたします。地域振興費のその他の地域振興費のまちづくり協議会補助金は、平成26年度から、衛生自治連合会、青少年健全育成会、地区公民館運営、自治公民館運営、子ども会指導者連絡協議会、体育振興会の6つの地域向け補助金を統合するものでございます。

人権同和推進費、人権同和推進事業費では、同和問題の成果と課題を整理し、早期の解決に向けて実態調査を行うための委託料を計上するものでございます。

本庁舎建設費、新庁舎建設事業費では、新庁舎建設に係る建設工事設計委託料および本庁第1別館の解体工事費等を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。諸費の防犯灯対策費では、自治会および市所有の防犯灯について電気料、修繕料等の節減を目的としてLED化を行い、設置管理をリース契約するための借上料を計上いたしております。

賦課徴収費の徴収費では、市税等の滞納者の負債整理の支援、家計の見直しなどの生活改善指導を行うことで生活水準の向上による収納率の向上を図るため、ファイナンシャル・プランナーによる生活改善指導業務委託料を計上いたしております。

戸籍住民基本台帳費では、住民票の写し、戸籍謄本等を第三者に交付した場合、予め登録された者であれば、その本人に交付したことを知らせる本人通知制度が平成25年10月に開始されたことにより、そのシステム改造に係る委託料を計上いたしております。

選挙費では、平成26年度執行の市長選挙費、久保白ダム土地改良区総代選挙費、要件を満

たす場合に執行します市議会議員補欠選挙費、平成27年度執行の準備経費としまして県知事および県議会議員選挙費、市議会議員選挙費を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。高齢者福祉費のその他の高齢者福祉費では、平成27年度から平成29年度までの高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定するための経費を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。臨時福祉給付金給付費では、平成26年4月1日の消費税率引上げに伴う暫定的・臨時的措置として市民税均等割非課税者などに対して給付されます臨時福祉給付金の給付に係る経費を計上いたしております。また、同様に児童手当対象者に対して給付されます子育て世帯臨時特例給付金の給付に係る経費を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。児童措置費の私立保育所等保育措置費では、事業開始後5年以内に認定こども園への移行に向けて長時間預かり保育又は3歳未満児の保育などを実施する施設に対して補助を行う認可外保育施設運営等支援事業費補助金を計上いたしております。

私立保育所運営費では、平成26年4月からの枝国保育所の民営化に伴い、その運営費が昨年度より増額となっております。

14ページをお願いいたします。保育所費の菰田・徳前保育所統合事業費では、平成28年4月の開所を予定しております菰田保育所・徳前保育所統合に係る建設工事費等を計上いたしております。

青少年対策費の大規模改造事業費では、飯塚小学校の大規模改造に伴い飯塚児童館の耐震・大規模改造に係る工事費を計上いたしております。

また、児童館建設事業費では、小中学校統合事業に伴い幸袋地区児童館、鎮西地区児童館、および穂波東地区児童館建設に係る経費を計上いたしております。

扶助費の生活保護扶助費につきましては、対前年度の伸び率等を基に予算編成いたしておりますが、前年度とほぼ同額となっております。

15ページをお願いします。衛生費の予防費、予防接種費では、風しん予防接種を希望する妊婦予定者とその夫等に対しての助成費を計上いたしております。

健康づくり推進費、その他の健康づくり推進費では、ウォーキングを日常に取り入れるきっかけになることを目的とした健幸ウォーキング交流大会の開催に係る経費を計上いたしております。

環境衛生費のその他の環境衛生費では、霊園の再公募による管理料収入の積立金を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。環境対策費のその他の環境対策費では、国の交付金及び地域振興基金を活用しまして住宅用太陽光発電システム設置補助事業を継続して実施するものです。

病院費の病院事業会計補助金は、病床および救急病院等に係る普通交付税基準財政需要額算入分と、合併特例債を活用して実施いたします市立病院の一部建替え事業分の出資金を計上いたしております。

なお、この市立病院の建替え等に係る事業費につきましては、借り入れた合併特例債の償還時にその70%が普通交付税に算入されて市に交付され、残る30%は指定管理者が負担しますので、本市の実質的な負担はございません。

次に、清掃総務費の旧清掃施設跡地管理費では、各埋立地の環境等調査経費および覆土処置等を行うための工事費を計上いたしております。

ごみ処理費の清掃工場管理運営費では、合併特例債を活用して電気・機械設備等更新事業を引き続き行うため委託料を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。清掃工場と同様に、リサイクルプラザや環境センターにおいても、合併特例債を活用して機械設備および電気計装設備の更新事業を引き続き行うため委

託料を計上いたしております。

労働費、労働諸費の緊急雇用創出事業費では、緊急雇用対策事業として県の補助金を活用し、特色ある教育活動事業支援に係る委託料を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。農業振興費、畜産業費のふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金では、県の補助金を活用いたしまして認定農業者に対し、飼育規模拡大に伴う家畜排せつ物処理施設機械等の整備を支援する経費を計上するものでございます。

農業土木費の農業構造改善事業費では、平成34年度までの県営穂波西地区土地改良事業の償還を平成26年度から平成28年度に繰上償還するため、前年度と比較し補助金が増額となっております。

19ページをお願いいたします。農業土木費の浸水対策事業費では、農業施設関係の浸水対策事業として、合併特例債を活用いたしまして、以下に記載しております貯水施設および排水路の改良事業などを実施いたします。前年度比で約1億7600万円減の予算計上となっております。

商工費、商工業振興費の商工業振興事業費では、市内において新たに事業を展開し、又は事業所を増設若しくは移設しようとする事業者に対して交付いたします企業立地促進補助金を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。商工業振興費の産学官連携推進費では、医工学連携推進事業費において、新産業創出のためのプロジェクトの支援や海外産業等交流事業を実施するなどにより、大学研究開発の実用化への展開や地域企業の参入支援、研究機関等の誘致を図るための経費を計上するものでございます。

商工業振興費の中心市街地活性化事業費では、昨年度に引き続き活性化基本計画に基づく逆玉手箱実践商店街事業以下3件の各種ソフト事業を実施いたします。

また、官兵衛プロジェクト事業費では、市民、観光協会、商工会議所、市等のメンバーから構成いたします「黒田官兵衛いづかプロジェクト協議会」の負担金等を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。観光費、観光振興費の内野地区観光振興支援事業費補助金は、内野宿長崎屋および展示館の指定管理期間が平成25年度で終了することから、内野地区活性化推進会議が自立して観光事業展開を行うため、その支援を行う経費を計上いたしております。

土木費、土木総務費のその他土木総務費の住宅リフォーム補助金は、地域経済の活性化と転出抑制を図るため引き続き実施するもので、平成25年度と同額を計上しております。

また、マイホーム取得奨励補助金につきましても、昨年度に引き続き定住促進のための事業として実施するもので、市外居住者が市内に新築または中古住宅を購入する際の費用の一部を助成するもので、新築等が増加しておりますことから、昨年より増額計上いたしております。

道路橋りょう新設改良費の道路新設改良事業費では、愛宕2号線愛宕踏切改良事業を継続して実施し、目尾・幸袋小中学校新入道路新設事業および友寄・市の間線道路改良事業に係る経費を計上いたしております。

また、中心市街地活性化事業として、以下22ページにかけまして新飯塚地区4路線、飯塚本町地区1路線の歩行者空間整備事業を実施いたしております。

22ページをお願いいたします。都市計画総務費の中心市街地活性化事業費では、昨年度に引き続き基本計画に掲げております飯塚本町東地区整備事業、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業、吉原町地区の再開発事業に係る経費につきまして、前年度比約9億6400万円減の約11億8100万円を計上するもので、国の交付金や合併特例債を活用して実施するものでございます。

街路事業費の国県道整備事業費では、県道鯉田中線道路改良事業に係る工事負担金等を計上

いたしております。

23ページをお願いいたします。公園費の中心市街地活性化事業費では、飯塚緑道整備事業に係る経費を計上いたしております。

下水道費の浸水対策事業費では、主な財源としまして合併特例債を活用いたしまして、基本計画に基づき、以下に記載しております排水路改修、排水ポンプ設置、雨水幹線整備、調整池設置などの各事業費を、前年度とほぼ同額の約8億6500万円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。住宅管理費、住宅維持管理費の鯉田南町住宅污水管渠布設事業費では、愛宕団地污水ポンプ場の老朽化により、圧送方式から自然流下方式への変更を行い施設維持管理費を軽減し、市民への安定したサービスを提供するため、布設工事に係る負担金を計上いたしております。

次に消防費、消防施設費の消防施設整備費では、筑穂方面隊第1分団大分部の消防団車庫等建替事業、川島地区および大分地区の防火水槽移設工事に係る経費を、また飯塚方面隊本部機動隊および、飯塚方面隊第1分団飯塚分隊の消防自動車購入経費を計上いたしております。

災害対策費の防災事業費では、グリーンニューディール基金を活用いたしまして、未整備の4つの避難所および防災拠点に太陽光発電設備および蓄電設備を設置するための経費を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。人権同和教育費、人権同和教育推進費の学力・生活実態調査事業費では、市内小学校5年生および中学2年生を対象に学力と生活実態との相関関係を明らかにし、児童生徒の格差を把握し、学力向上、基本的生活習慣の改善等、人権教育上の課題解決を図るための調査に係る経費を計上いたしております。

小学校管理費、その他の学校管理費の小中学校間ネットワーク管理委託料では、平成26年度から稼働開始いたしますネットワークシステムの管理に係る経費を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。小学校教育振興費、その他の教育振興費の学力向上推進事業費では、基礎学力の向上を目指して平成24年度から実施しております、「徹底反復学習」の推進校に小学校1校・中学校2校を指定し、その成果を市内の全小学校に広げるとともに、「協調学習」を研究している「新しい学びプロジェクト」に参画し、その研究成果を本市教育現場に取り入れるものです。また、「多層指導モデル」推進事業費では、実践的指導力の向上を図るためアドバイザー等講師招へいのための経費などを、知能・学力検査費では、学力検査に係る経費を計上いたしております。

幸袋小学校体育事業等送迎バス運行委託料は、目尾・幸袋小中学校統合事業に伴い、体育館およびグラウンドが工事の期間使用ができないため、飯塚第三中学校の体育館およびグラウンドを利用するための送迎バス運行委託料を計上するものでございます。

小学校整備費の統合・大規模改造事業費では、鯉田小学校の管理棟等・昇降口などの大規模改造工事および飯塚小学校のエレベータ設置工事に係る経費を計上いたしております。

また、幸袋地区、鎮西地区および穂波東地区の小中学校統合事業に係る造成および建設工事等の経費を計上いたしております。

27ページをお願いいたします。中学校管理費のその他の学校管理費では、小学校管理費と同様にネットワークシステムの管理に係る経費を計上いたしております。

中学校教育振興費のその他の教育振興費では、小学校教育振興費でご説明いたしました学力向上推進事業に取組むものです。また、知能・学力検査費においても小学校と同様に計上いたしております。

幸袋中学校体育授業等送迎バス運行委託料では、小学校と同様の理由により、その運行委託料を計上いたしております。

通学助成金は、平成26年度から飯塚第一中学校、飯塚第三中学校及び菰田中学校の統合に伴い、飯塚第三中学校区及び菰田中学校区から公共交通機関を利用して通学し、且つ自宅から

飯塚第一中学校までの直線距離が2km以上の生徒を対象に、通学定期券購入費を助成するための経費を計上いたしております。

中学校整備費の統合・大規模改造事業費では、幸袋地区、鎮西地区および穂波東地区の小中学校統合事業に係る造成および建設工事等の経費を計上いたしております。

28ページをお願いいたします。社会教育総務費の中学生海外研修事業費では、人材育成基金を活用いたしまして、平成23年度より研修地を台湾に変更し3年間実施してまいりましたが、事業の見直しを行い、研修地をアメリカに変更して実施するものでございます。

29ページをお願いいたします。図書館費の図書館管理運営費では、ちくほ図書館の屋根の防水工事に係る経費を計上いたしております。

文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸保存整備事業費では、平成25年度より実施しております保存整備事業を国、県の補助金を活用して行うもので、平成26年度はアズマヤおよび園路整備などを行うための経費を計上いたしております。

社会教育施設費の生活体験学校管理運営費では、生活体験学校の進入路におきまして、過去の集中豪雨により崩落しております道路法面等の改良工事を行い、進入路を確保するための経費を計上いたしております。

文化会館費の文化会館改修事業費では、合併特例債を活用しまして平成24年度から改修事業を実施しておりますが、平成26年度は、大・中ホールの調光設備および音響設備の改修等に係る経費を計上いたしております。

30ページをお願いいたします。公債費総額は約59億3800万円で、前年度に比べて約2億1300万円の増となっております。臨時財政対策債および合併特例債分の償還費が増加したことなどによるものでございます。

なお、学校給食事業会計などを含みます普通会計ベースでの平成26年度末公債費総額は、約60億8千万円の見込みで、財政見通しでの推計額61.6億円と比較しますと、わずかでございますが、8千万円少なくなっています。

繰越明許費は、菰田・徳前保育所統合事業以下13件につきまして、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。

31ページをお願いいたします。債務負担行為でございますが、市議会議員選挙印刷製本費以下13件につきまして、債務が後年度にまたがりましますので設定するものでございます。

45ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付いたしております。

増減の主なものについては、予算概要書の中でただいま説明いたしましたので、比較表の説明は省略させていただきます。

このうち60ページをお願いいたします。各会計別の年度末市債現在高見込額の表を添付いたしております。一般会計では、平成26年度末で前年度より約68億5千万円の増加を見込んでおります。うち合併特例債は、約81億8600万円の増加となっております。

次に61ページをお願いします。基金の状況表を添付いたしております。上から1行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が25年度決算見込では約73億2500万円、当初予算計上時点での26年度末残高では約72億3700万円を見込んでおります。

2行目に記載しております減債基金を加えますと合計で約121億1200万円の残高を見込んでおります。

なお、25年度の決算で剰余金が発生した場合には、その1/2を財政調整基金に積み立てることとなりますので、若干増加することとなります。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。

まず、第1款、議会費及び第2款、総務費、48ページから90ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております51ページ、職員研修全般について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

職員研修全般につきまして、51ページ、総務費について、質問をさせていただきます。まず、この職員研修全般についてなんですけども、資料のほうも請求させていただきました。資料のほうのページ数で、10ページになります。資料としまして、22年から3年間、22年、23年、24年と3年間の飯塚市役所で行われている研修の資料として、要求させていただきました。この中を見させていただきまして、今回の職員研修全般について、質疑をする趣旨としましては、実際に公務を行われている職員の皆様にとって、やはり法務能力という部分が、今後、今までにも増して、重要になってくる能力であるというふうに認識しております。でありますので、いま飯塚市としまして、そのような部分、どのように位置づけられていますでしょうか。

○人事課長

ご質問の法務能力についての位置づけについてでございますが、飯塚市では、地方公務員法の第39条の規定に基づきまして、定めております飯塚市人材育成基本計画、これにおきまして、職員に必要とされる能力といたしまして、5つの能力を掲げており、その1つに、法務能力というのを掲げております。今、委員からのご指摘もございましたとおり、今後、地方分権のさらなる推進、市独自の施策展開が求められている現在におきまして、法務能力というのは非常に重要であると考えているところでございます。今後も当然のことながら、法令等に基づき、日々の業務を遂行していくということで、日常業務においても、さらに必要とされる法的知識につきまして、職務において、あるいは職場において、さらに自己啓発としてみずから能力向上に努めていくものと位置づけをしているところでございます。

○永末委員

いま言われました、研修の分なんですけども、この研修の体系について、どのようになっていますでしょうか。

○委員長

永末委員にお願いします。26年度の予算に関してなので、費目を指定して質疑をお願いいたします。

○人事課長

研修の体系についてでございますけれども、体系につきましては、毎年、年度初めに定めております職員研修計画において、定めておるところでございます。その中で、飯塚市といたしましては、飯塚市職員研修所規則に基づきまして、設置しております、飯塚市職員研修所で実施いたします、所内研修、あるいは自治大学、福岡県市町村職員研修所等で開催されます研修へ派遣する派遣研修、先ほども申し上げました、各職場で実施する職場研修、それから自己啓発といった、このような体系の中で位置づけをしているところでございます。

○永末委員

今、お伝えいただきました、その研修の分なんですけども、すいません、ページのほうの指定ということでしたので、予算書の51ページの中で、研修旅費等280万円ほどあがっております。こういった数々の研修が行われているわけなんですけども、その中で、具体的な、先ほど申し上げました法務能力の養成研修について、研修費のほうの中から、よくわかりませんでしたので、その部分、養成研修はどのようなふうになっておるのか、ご説明ください。

○人事課長

ご指摘の法務に関する研修につきましては、先ほど委員からもご説明がございました、提出をさせていただいております資料、過去22年から24年におきまして、資料10ページから

18ページまでに、各年度を記載させていただいております。本年度の研修につきましても、これら過去3年間の実績をもとに、本年度におきましても、実施計画を立て、実施をしたところでございます。また、26年度におきましても、今後具体的な研修計画を立て、実施をしてまいるところといたしております。基本的に、例えば資料の16ページ、17ページ、18ページに24年度の実績を掲載させていただいております。この中で、16ページがございました。例えば、この中で上の方でございますが、一般職員ステップアップ研修ということで、政策形成研修、法務執務研修、このような形で毎年度、対象者を、この年は採用8年目、初級研修と申しますか、中堅研修を対象に実施をしているところでございます。このような形で、各階層におきまして、研修を組んでいるところでございます。さらに17ページに先ほども申し上げました、自治大学校、あるいは福岡県の職員研修所、千葉にございますアカデミー、こういったところへ26年度も引き続き、法務に関する研修について派遣、及び所内研修を実施していきたいというふうに考えてるところでございます。

○永末委員

今、ご答弁いただきましたとおり、26年度も法務能力の養成研修等を行っていくというふうな答弁いただきましたので、ぜひ、その部分、今後必ず必要になってくる能力であるというふうに思っております。他の自治体では、弁護士資格を持った職員さんを採用されているというようなところも出てきているようでございます。ぜひ、そういった部分まで、加味させていただいて、まずは任期付の職員とかでも構わないと思いますので、ぜひ、そういったところの予算等もとっていただいて、今後、飯塚市政に生かしていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

○委員長

次に、55ページ、市誌編さん業務委託料について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

日ごろから、この市誌編さん業務については、関心を持っておるんですけれど、これも以前お尋ねしておりますけれど、たしか28年度完成を目指すということで取り組まれておったのではないかと思いますけれども、どこまで進んでおるのかですね、進捗状況についてご説明をお願いしたいと思います。

○文化財保護課長

昨年3月22日の予算特別委員会におきまして、先ほどご質問されましたように、新市合併10周年を記念いたしまして平成28年3月の完成を目指して進めていること、また体制にいたしましては、副市長を会長にいたしました編さん委員会、また各執筆者の代表からなる企画編集有識者会議及び編集委員会を立ち上げ検討をしていること、また各執筆者は資料の整理、調査、市民の皆さんから聞き取り調査を実施していることをお答えさせていただきました。その後、各執筆者は資料の調査、市民の皆さんからの聞き取り調査を継続して実施しておりますが、現在、すでに執筆にとりかかっている執筆者の方もおられます。

昨年5月に編さん委員会を開催いたしまして、市誌の名称を歴史の「史」にするか、ごんべんの「誌」にするか検討いたしましたが、企画有識者会議の意見を参考にいたしまして、今回の飯塚市は暮らしの変遷と発達の過程を歴史的に記述することから、歴史の「史」を使用することになりました。仕様につきましては上、中、下巻、B5版で、全体で約2700ページでございますが、各巻千部の出版でございます。上巻は原始編、これは旧石器、縄文、弥生、古墳、古代編、飛鳥、奈良、平安中世編、鎌倉、南北、室町、戦国時代までを、中間といたしましては近世編、江戸時代、近現代編、明治、大正、昭和、下巻といたしましては行政、宗教、民族編を執筆する予定でございます。今後の予定といたしましては、原稿の締め切りが来年、平成27年3月末でございますので、その後3カ月間をかけまして原稿の整理調整を経て入稿し、平成28年3月の完成を予定しております。

○道祖委員

1年前も言ったことを繰り返す形になるかと思いますが、内容は大分煮詰まってきたということでご答弁いただいております。であるならね、あと2年間で完成ですから、1年間で原稿が上がってくるということですから、テーマは決まったと、そうであるならばね、それをやはり市民に、こういうことで、ここまで進んでいるということ、機会あるごとに知らせていただきたいなと思います。長崎街道400周年もよかろう、黒田官兵衛もよろしゅうございますが、やはり古代から今日までということでもありますので、ぜひそういうことをやっていただきたいなと思いますが、どうですか。

○文化財保護課長

現在、執筆者間で原始と古代、古代と中世、近現代と行政編の調整などを行っておりまして、その調整ができましたら委員会等に報告をしたいと考えております。また、市民の皆さんに対しましては、本年4月から偶数月に12回予定で、市誌こぼれ話を飯塚市報に掲載いたしまして、市誌の編さんの進捗状況や、新発見の資料につきましてお知らせをしたいというふうに考えております。また今後、執筆者の方による飯塚市誌講演会等を歴史資料館において開催し、調査中のユニークな話題や新発見の資料につきまして市民の皆さんにわかりやすく解説していく予定にしております。

○委員長

次に、同じく市誌編さん業務委託料について、明石委員の質疑を許します。

○明石委員

関連質問になりますけど、28年度に完成予定ということで、発行部数、それから配付先等が決まっておれば教えていただきたいと思っております。

○文化財保護課長

先ほどお答えいたしましたように、発行部数につきましては、現在の段階では千部を予定しております。また、配付先につきましては、市内の小中学校、図書館、県内の図書館などに無償で配付する予定にしておりますが、具体的な配付先につきましては、これから各市町の配付状況等を参考にいたしまして検討したいというふうに考えております。

○明石委員

個人的にはほしいというときには、有料で販売するんですか。そういうことは考えておられますか。

○文化財保護課長

もちろん有料で配付することも考えております。

○委員長

次に、64ページ、コミュニティバス等運行費について、明石委員の質疑を許します。

○明石委員

コミュニティバス等の運行費についてですけど、64ページですね。増額になってますけど、これは内容的にはどういう形になるか、説明をお願いいたします。

○商工観光課長

ご質問のコミュニティバス等運行経費のうち、飯塚市地域公共交通協議会負担金976万3千円でございますが、これにつきましては協議会開催経費と地域公共交通総合計画、総合連携計画等策定業務委託経費が含まれておりまして、同協議会におきまして平成27年度以降の公共交通の運行計画を検討するために、同協議会の開催経費を増額、それと連携計画等策定業務委託経費が追加となっております。また、筑穂地区内の民有地に設置しております、現在使用していないコミュニティバスのバス停留場のシェルター4カ所の撤去経費110万円でございますが、これも新規に予算計上しております。その他コミュニティバス等運行経費に含まれます予約乗合タクシーの予約受付業務委託料、運行業務委託料、予約管理システム使用料並び

にコミュニティバスの運行業務委託料につきましては、それぞれ消費税増額に伴って予算額が増加しているものでございます。

○明石委員

今の説明の中に、筑穂地区内の民有地に設置されておりますバス停のシェルターの4カ所撤廃ということですが、これについて少し具体的にお話いただけますか。

○商工観光課長

バスシェルターの撤去の経費につきましては、民間所有地に設置しております旧コミュニティバスのバスシェルター撤去費用でございまして、筑穂地区内の4カ所、これは阿恵と元吉、筑前大分郵便局、大分農協のバスシェルターが対象となっております。これらのシェルターは旧筑穂町において設置したものでございますが、設置に際しては当時地権者の方とバス停留所としてシェルターを使用しない場合には撤去する旨のお話をしておりまして、昨年、当該地権者に意向を確認したところ、使用しない場合には撤去してほしい旨の意向を示されておりました。26年度中に平成27年度以降の運行を策定いたしますが、その中でこれらのバスシェルターにて乗降をする予定がない場合につきましては、撤去をするように一応考えているということでございます。

○明石委員

撤去するのは民有地ですからいいとしても、何か撤去することによって、バスが全く通らないんじゃないかという印象を与えますもので、そういうとこのことをもう少しわかりやすく、実は特に筑穂地区の方には説明をいただければと思っておりますので、これは要望です。

○委員長

次に、同じく64ページ、コミュニティバス等運行費、予約乗合タクシー運行経費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

同じく64ページのコミュニティバス運行費、予約乗合タクシーについてですが、資料19ページに数字を出していただいております。これ一般質問等でも取り上げられまして、その辺詳しく聞かれたところですけども、コミュニティバスの利用者がタクシーに移行したという部分もあるんでしょうけれども、減ってきておりますよね。この辺で、そこが原因だと思いますけども、減少の理由と、この新年度の目標値、こういうものがあったら教えてください。

○商工観光課長

まず最初のコミュニティバスの利用の状況でございますが、平成26年度の利用者の見込みにつきましては、予約乗合タクシーにつきましては4万4千人、それとコミュニティバスにつきましては1万8500人ということで利用者を見込んでおります。これは実証運行等も含め、24年度から新しい体系に見直しをしまして、これまで運行が出てきておりますが、それを勘案しまして算出したものでございます。委員言われますとおり、予約乗合タクシーにつきましては増加傾向であります、コミュニティバスについては若干減少傾向になっております。これにつきまして、また平成27年度以降の計画等を策定する中で、そうした状況、住民からの要望、そういうものもとらえながら計画を見直してまいりたいと考えております。

○宮嶋委員

25年度が1万5370人という、これはまだ2月、3月が入ってない数ですね。目標は、その前年度がこのくらいだったと思うんですが、1万8500人ということで、やっぱりタクシーまで呼ぶほどはないけれども、やっぱりバスで行きたいと。でも便利が悪いという声は本当にたくさん聞かれます。それで、路線を変更するというのでは大変だろうと思っておりますけれども、去年も申し上げた気がしますが、バス停を、本当に皆さんの要望を聞いて、バス停をその間に1カ所、2カ所ふやす。こういうことをぜひ検討していただきたいと思うんですが、

これが27年度にかけて大きく検討されるんだと思いますが、そういうことも含めて検討されるのかどうか、お尋ねします。

○商工観光課長

バス停を増加させるということでございますが、バス停を増加させますと、乗降にかかる停車時間がかかりまして、運行所要時間が増加するため、現在は各地区から中心市街地への移動に利用されている方が多くなっておりますけど、その運行ルート及び便数が維持できないというふうな状況も出てまいります。また、安易にバス停を増加させますと、実証運行地のコミュニティバスと同様に非効率な運用状況に戻ってしまうというおそれもございます。民間バス路線事業等に影響を与えるということも考えられます。このようなことから、バス停の設置につきましては、公共交通体系の構築において影響が大きい部分がございますので、要望等もお聞きしながら、この点については慎重に検討をさせていただきたいと考えております。

○宮嶋委員

バスが走っていて乗れないっていう、せっかく走っているのに乗れないという声がずいぶんありますので、なかなかいろいろと難しいところもあると思いますが、ぜひ、その辺検討をお願いします。それから、乗り合いタクシーについては、当初運行された区域からの外には出れませんよと言われてたのが、ちょっと足をだすという感じで、広がってきて大変喜ばれている分もあります。今後また、そういうこともたくさん、皆さんの要望を取り入れられて、本当に皆さんの足になるような、交通体系をつくっていただきたいということを要望して終わります。

○委員長

次に、66ページ、筑穂庁舎内ふれあい広場整備事業費について、明石委員の質疑を許します。

○明石委員

筑穂庁舎内にふれあい広場整備をあげておられますけど、これの内容をもう一度すいません、説明をしていただけますか。

○総合政策課長

今後、筑穂地区まちづくり協議会における事業活動の1つとして、計画されております事業を支援するといったことから、ふれあい広場整備事業を行うものでございます。具体的には筑穂庁舎における交流拠点事業の実施や特産品等の開発など、地域の活性化につながる事業を展開しようとするものでございます。現在事業の一環として、まちづくり協議会では、コミュニティカフェを運営されていくというふうなことを計画されておられます。コミュニティカフェという言葉でございますが、これにつきましては、主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となる地域の活性化を促したり、雇用創出したりというふうなことで、いわゆる地域における拠点づくり、居場所づくりをすることが大きな目的というふうな形でございます。そういった中で、地域の人の方々が集まる場所を創出していくということで、コミュニティカフェを運営していくというご計画をなさっておられますが、本市といたしましても、本年度に引き続き、26年度におきましても、具体的にはまちづくり推進支援事業委託料として150万円、地域特産品ビジネス等支援事業費補助金といたしまして233万1千円、計383万1千円を予算計上させていただいておるところでございます。

○明石委員

今の説明でいきますと、まちづくり協議会が運営をするということですか。まちづくり協議会の方がするということですか。

○総合政策課長

はい、筑穂地区まちづくり協議会が主体となって、行われるということでございます。筑穂地区まちづくり協議会が主催して行う事業でございます。

○明石委員

ちょっと、私が聞いたのとは少し違うかなと思ひようとするけど、まちづくり協議会に渡して、それからその下の方が公募して、営業するというふうに聞いておりますけど、違うんですかね。

○総合政策課長

現在、筑穂地区まちづくり協議会においては、次年度の事業計画並びに収支予算という形のご審議が進んでおりますけど、その中で新年度における取り組みといたしまして、このコミュニティカフェといったものを運営していくということを地域の事業の1つとして計画され、実施されようとしております。

○明石委員

はい、分かりました。ぜひ、これは成功するようにしていただきたいと思っておりますもんで、協力することはしますが、非常に不安なところもあるかなと考えておりますので、質問は終わります。

○委員長

次に、66ページ、まちづくり協議会補助金について、永末委員に質疑を許します。

○永末委員

66ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金、1948万5千円について、お伺いします。こちら資料のほうを要求させていただきました。20ページになります。まちづくり協議会補助金の内訳明細で3カ年分ということで、要求させていただいております。平成25年度までは、各所管課からこの資料のとおり、所管課からの補助金、平成26年度からはまちづくり推進課からの一括補助金というふうになってます。まず、このように整備される理由のほうを説明ください。

○まちづくり推進課長

従来は、市の各課から事業ごとに各団体に補助金が交付されていたため、各団体の活動がそれぞれ個別に行われておりました。そのため、活動内容が重複し、非効率な面があるというふうにも見受けられておりました。これらの補助金を統合することによりまして、各団体が連携、協力し、地域が一体となった取り組みが促進されることから、地域向け補助金といたしまして、まちづくり協議会へ一括交付することとしております。また、補助金を統合したまちづくり協議会補助金につきましては、それぞれの活動に対する予算配分をまちづくり協議会で行うことで、各地域の状況に応じたまちづくりが可能になってくるというふうに考えております。

○永末委員

資料の中で、平成25年度までは、例えば地区連絡協議会運営費補助金が25年度で58万8千円、自治公民館運営費補助金が1072万1千円ですかね、このような形でそれぞれの団体に振り分けられるような形になっておったのが、26年度には一括で1948万5千円というふうな形で出てくるというふうなことだと思ひようとするけども、例えばこれ、地区連絡協議会運営費補助金の58万8千円というのは、26年度以降も、例えばこの地区連絡協議会運営費に使わなくちゃいけないんでしょうか。例えば、これが一括化されることによって、各まちづくり協議会が、そのまちづくり協議会の枠内で自由に使えるというふうに考えていいんでしょうか。

○まちづくり推進課長

これまでの各補助金には、それぞれの交付要綱が定められておりまして、その趣旨、目的等に沿って交付されておりました。統合して交付する補助金につきましては、飯塚市補助金等交付規則のほか、飯塚市まちづくり協議会補助金交付要綱を定めまして、この要綱に沿って、補助金の交付を行うこととしております。この中で、補助対象を環境美化、健康づくり体育活動、青少年の健全育成、住民のふれあいの場の創出など、先ほどおっしゃられたような公民館関係

も入っております、まちづくり協議会としての活動が促進される事業活動を幅広く規定しております、平成25年度まで交付されておりました、各補助金の趣旨、目的等は、この新しい飯塚市まちづくり協議会補助金交付要綱の補助の対象として含むこととしております。したがって、質問委員がおっしゃいますように、いろいろなものに使われるのかというふうにございますけれども、この交付要綱の中の補助対象の中で、まちづくり協議会が柔軟に活用できることとなってきます。

○永末委員

確認なんですけど、例えば21ページの資料のほうで、各まちづくり協議会のほうのそれぞれの内訳を出していただきました。例えば、一番左の飯塚、片島ですと、この飯塚、片島のまちづくり協議会で134万5112円、26年度使用できるというふうになっております。あくまでこの134万円の数字の根拠として、上に6つほどですね、地区連絡協議会運営費補助金5万1300円、自治公民館運営費補助金78万9540円というふうな形で、この数字の積み上げが134万5112円になっております。ただ、今のご答弁ですと、5万1300円という枠に関係なく、あくまでまちづくり協議会の中の話し合い、協議の中で、134万5千円を、それぞれの用途にしたがって、この枠に関係なく使っていけるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長

ゆくゆくは、各まちづくり協議会の中で予算配分をしていただくというところがございますけれども、これまで、まちづくり協議会といろいろなお話をさせていただく中で、まだまだまちづくり協議会も活動しまして、日が浅いということで、各団体の従来どおりの活動にあわせて、交付をしていきたいというふうな声も聞いております。したがって、この中で、私も平成25年、今年度なんですけれども、新しいまちづくりに向けてというような、まちづくり協議会の方向性を示したものを発刊しております。その中で、まちづくり協議会の将来像というふうな中がございまして、平成28年度までをまちづくり協議会の活動初期として捉えておまして、その中で、予算配分等、または弾力的な取り扱いができるような時期とさせていただいておまして、この補助金をより有効に活用しまして、地域の活性化にお役立てていただきたいと考えておりました。もちろん、先ほどおっしゃいましたように、いろいろなものに使っていいのかというようなことがありますけれども、これまでの団体の活動を損ねることなく、またさらに活性化するような形で、予算配分を行っていきたいというふうに考えております。

○永末委員

最後になりますけれども、まちづくり協議会がこの補助金を使用する際の流れについて、お尋ねします。例えば、このまちづくり協議会からこういったことに使いたいというふうな意思が出てきたときに、それを使うための事業計画を伴う予算要求でありますとか、事後的に事業報告などといったものが、必要となってくるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

この事務の流れといたしましうか、このことにつきましては、市の補助金等の交付申請決定等について、飯塚市補助金等交付規程で基本的事項を規定しております。その中で、補助金等の交付申請につきましては、これに沿って、事務を進めていくわけですが、申請書には補助事業者が行う、主な事業、ここでいう事業計画等ですね、補助事業の経費、予算書になります。等の書類を添付しなければならないとされております。よって、まちづくり協議会から事業計画書、予算書等の書類の提出が必要となってきます。また、事後の事業報告につきましては、同規則の中で、補助事業者等は補助事業等を完了したときは、その成果を記載した実績報告書に補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付し、市長に報告しなければならないと規定されておりますので、実績報告等の提出をしていただくという形になります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 14

再 開 14 : 25

委員会を再開いたします。次に、72ページ、同和問題実態調査について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

68ページ、人権同和推進費の同和問題実態調査というのが上がっております。この同和問題実態調査の目的、それと、いつ、どこで、こういう調査をするということが決まったのかということをお尋ねします。

○人権同和対策課長

同和問題実態調査につきましては、本市におけます同和問題の現状を明らかにするとともに、これまで行ってまいりました同和行政の成果と課題を整理することによりまして、今後の同和行政の参考に資するとともに同和問題の早期解決を図るために実施するものであります。いつ、どこでということですが、これにつきましては特措法が終了後10年を目途に調査をするべきところを12年目になりますけれども、節目ということで実施を決定したものでございます。

○宮嶋委員

これは国とか県の方針なのか、市独自の方針なのか、教えてください。

○人権同和対策課長

これは国、県の指導ということではございませんで、市独自の判断で実施するものでございます。

○宮嶋委員

では、調査の内容についてお尋ねします。

○人権同和対策課長

調査の内容といたしまして、種類のには3つの調査を行う計画をしております。まず、市民意識調査、これにつきましては市民を抽出した中で、全体的な市民の意識を調査すると。それともう1つが、同和地区住民に対しての意識の調査を行う。もう1つが、同和地区住民の生活の実態の調査。この3種類の調査を計画いたしております。そのために、昨年11月に飯塚市同和問題実態調査等検討委員会を設置いたしております。この中で実施時期、調査内容などについて検討をしております。

○宮嶋委員

実態調査、まだ予算が通る前から、昨年11月から準備がされていて、検討委員会を設置されているということですが、検討委員会のメンバー、これを教えてください。

○人権同和政策課長

検討委員会のメンバー構成につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会から2名、男女共同参画推進ネットワークから1名、人権ネット飯塚から1名、行政の所管課長5名、合計9名で構成をいたしております。また作業部会といたしまして、人権同和政策課から2名、男女共同参画推進課、子ども育成課、高齢者支援課、社会・障がい者福祉課から各1名、計6名のワーキンググループをつくっております。

○宮嶋委員

行政から5名と言われました。皆さん課長ですかね、この内訳を教えてください。

○人権同和政策課長

行政の5名につきましては、人権同和政策課長、男女共同参画推進課長、子ども育成課長、高齢者支援課長、社会・障がい者福祉課長の5名でございます。

○宮嶋委員

作業部会と言われましたけれども、これはどういう作業をされるんですか。

○人権同和政策課長

検討委員会で大まかな概要を決定いたしましたして、それに裏打ちされます資料等の調査研究をワーキングで行っているところでございます。

○宮嶋委員

それでは3つの調査を行うということですが、それぞれについて調査方法、また調査対象、これをどうやって選ぶのか、教えてください。

○人権同和政策課長

調査方法及び対象につきましては、まず市民意識調査につきましては無作為抽出による20歳以上の市民約2千名を対象に、郵送による調査を予定いたしております。次に、同和地区住民意識調査につきましては、20歳以上の同和地区住民約700人を対象に、また同和地区住民生活実態調査につきましては、同和地区住民約700世帯を対象に、いずれも訪問による調査を予定いたしております。

○宮嶋委員

郵送による2千人に対する調査と、同和地区住民の700人を対象に訪問による調査ということですが、この対象者700人をどうやって選ぶのか、誰が訪問調査するのか、教えてください。

○人権同和政策課長

同和地区住民の700名につきましては、部落解放同盟飯塚市協議会の協力を得まして、調査員を、職員を張り付けまして、または協力員といたしまして解放同盟の方にご協力をいただいて、訪問調査を行うというふうな計画を立てております。

○宮嶋委員

対象者は部落解放同盟市協が選んで、職員というのは人権同和政策課の職員ということですか。

○人権同和政策課長

当課の職員はもちろんでございますが、それだけではちょっと手薄でございますので、各課の職員に協力を依頼する予定でございます。

○宮嶋委員

職員の方と協力員っておっしゃいましたけれども、これはいわゆる市協の方ということですかね。そういう意味では、訪問調査ですから、匿名で名前を書かないでということではなくて、実際に顔を合わせて調査するわけですね。この協力員という方がどういう方がなるのかわかりませんが、本当にきちっとした調査ができるのか、これ協力員はどうしても要るんですか。

○人権同和政策課長

この手の調査につきましては、行政職員だけで訪問をいたしますとかなり抵抗等もございませぬので、飯塚市協議会のほうから各支部の支部長あたりに連絡をしていただきまして、訪問調査が支障なくスムーズにいけるような環境をつくっていただくというふうなことで考えております。

○宮嶋委員

結局、地元の方がいらして、いろいろ聞かれて、個人情報的なこともいっぱいあるわけですね。本当のところの本音が、そういう調査で出てくるのか、そういう意味でいくと、なんとなく答えを誘導するような質問とかね、何かそういうことに、身内と言うか、なるんじゃないかなという危惧があります。ぜひ、訪問調査じゃないとこれができないのか、ペーパーによる調査ではそれができないのかどうかということも含めて、ぜひ検討していただきたいんですが、

どうしてもこれを訪問調査しなければならない理由があるんでしょうか。

○人権同和政策課長

この協力員の方につきましては、調査票の中身まで云々ということまでは考えておりません。調査につきましては、あくまでも調査員の市の職員が行うというスタンスで考えております。それと調査票につきましては、訪問して配付をいたします。それで期限を決めて回収に回るといような形で実施したいと考えております。

○宮嶋委員

聞き取りをするんじゃないかって、調査票を渡していくんだったら、わざわざ尋ねていかないといけない理由はどこにあるんですか。

○人権同和政策課長

郵送調査ということになりますと、ちょっと正確性に欠くところもございますので、訪問して、確実に調査票を渡すということ考えております。

○宮嶋委員

郵送だったら正確性を欠くという意味がわかりませんが、個人あてに郵送するわけでしょう。

○人権同和政策課長

無作為抽出の市民意識調査につきましては、郵送というふうに考えておりますが、あと残る2つにつきましては訪問調査ということで予定をいたしております。

○宮嶋委員

予定はわかりましたけど、なぜそうしなければいけないのか。郵送でいいんじゃないでしょうか。わざわざね、訪ねて行くということは、その方が同和の地域の、そういうところに属してある方だということがわかるわけですよ。個人を特定するのは団体だということでしたから、きちっと名前わかるわけですから、郵送にすべきではないでしょうか。

○人権同和政策課長

この調査につきましては、あとで質問もあろうかと思いますが、専門の研究機関に委託をする部分がございます。大学の先生でございますが、この有識者の方々のご意見も参考にしながら、また既にこの調査をしておる近隣市町村、この市町村のご意見も参考にしながら計画をいたしております。そういうご意見の中で、訪問調査がいいよということでご回答いただいたところでございますので、飯塚市も訪問調査を実施しようというふうに考えております。

○宮嶋委員

では、その市民調査の2千人についてもね、そういう形をとったらどうですか。結局、回収率が悪いのではないかということなんじゃないかなと思うんですけどね。でひ、その辺検討していただきたいというふうに思います。実態調査委託料が398万2千円というふうになっておりますが、この委託する内容、教えてください。

○人権同和政策課長

委託する内容につきましては、本調査を実施するに当たりまして各調査の集計、分析を行う必要がございます。最終的には報告書の作成まで実施いたしますが、これを行う際、統計学上の専門的な経験やノウハウ、知識ですね、また、より客観的な正確な調査結果、これを必要といたしますので、職員での対応にはちょっと限界がございますため、その部分につきましては、また全体的な監修の意味を兼ねまして、実績のある研究機関に委託をするものでございます。

○宮嶋委員

では、設問等はこちらでつくって、集まってきた資料というか、アンケート用紙を届けて分析をしてもらうということですね。この委託業者の選考についてお尋ねをいたします。

○人権同和政策課長

ちょっと前の質問ですが、集計、分析のみならず、調査票の作成にも関わっていただくようにいたしております。それから、ただいまのご質問でございますが、本業務の委託につきまし

ては競争入札を実施して、最も安価な業者と契約した場合、本市が求める業務の成果が十分に得られない可能性もございますことから、自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約を予定いたしております。委託先といたしましては筑紫野市、太宰府市等での実績があり、また学術的な研究会でありますため、民間業者に比べますと安価でかつ専門的な知識と経験を生かせることから、福岡実態調査研究会を予定いたしております。

○宮嶋委員

さっきの、私も元に戻りますけど、検討実施時期とか調査内容については検討委員会を開いて検討しているということでしたけれども、このところこの福岡実態調査研究会、こういうところがこの問題についても助言なりをくださるということでもいいですかね。この福岡実態調査研究会、これどういう団体で、ほかにこういう集約をするようなところがほかにはないのか、どうかお尋ねします。

○人権同和政策課長

福岡実態調査研究会でございますが、これにつきましては福岡教育大学の教授が主催いたしております研究会でございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、3年前、一昨年、昨年と筑紫野、太宰府、那珂川あたりでの実態調査の実績があるということで聞き及んでおります。

○委員長

ほかに同じような団体がないんですか。

○人権同和政策課長

すいません。ほかに探しましたけれども、ここに勝るものはないというふうな判断をいたしております。また、民間の業者もこういう調査機関はあろうかと思いますが、なかなか基本的な仕様がないということもございますので、実績のあるこういう研究会を計画しておるところでございます。

○宮嶋委員

勝るものはないと言われましたけど、こういう機関があるわけですよ。きちっと入札なり、向こうからちゃんとしたものを出してもらって、こちらの規格に合わなければ、受け付けなければいいわけですから、最初からここというふうには決めないで、きちっと選考したらいいかでしょうか。

○人権同和政策課長

本業務の委託につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、競争入札にはちょっと馴染まない部分もございますので、自治法の167条の2第1項第2号によって、随意契約を予定しております。

○宮嶋委員

競争入札に馴染まないと言われましたけど、きちっとした仕様書なり、何なりを出して、きちっとやればいいだけのことだろうというふうに思います。そして、この調査結果がいつ頃からアンケートが始まって、とかは聞いたか。始まって、いつごろ結果が出るのか、教えてください。

○人権同和対策課長

本調査のスケジュールといたしましては、4月上旬に業務委託契約を結びまして、6月ぐらいをめでに各調査表の作成を完了し、発送準備を行うと。7月の1カ月間につきまして、市民意識調査を先行して調査すると。郵送による調査でございます。そして、8月の1カ月間を同和地区住民生活実態調査及び同和地区住民意識調査の期間にあてると。そして、調査表を回収後、10月までごろにかけまして各調査の整理、集計、分析を行い同検討委員会におきまして、決定いたしまして12月に報告書を策定するという予定を立てております。

○宮嶋委員

12月には報告書ができ上がるということですが、この調査結果をどのような形で活用されていくおつもりなのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

今回の調査の結果を踏まえまして、現在の同和問題の現状を明らかにするとともに、これまで行ってまいりました同和行政の成果、また、課題を整理することによりまして、今後の同和行政に反映させてまいりたいというふうに考えております。また、平成23年3月に策定いたしました飯塚市人権教育啓発実施計画の実施期間が平成23年度から平成27年度までの5年間となっておりますことから、平成27年度、これは、最後は年になります、に見直しをしていかなければなりませんので、この調査結果を反映させてまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

飯塚市人権教育啓発実施計画、これの見直しのためにということですが、この啓発実施計画というのは同和問題だけを取り上げているのではないのかなと思いますが、では、そのほかの人権問題についてもこういう調査をされるのかどうか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

今回の調査は、冒頭にも申し上げましたように3種類の調査を行います。それで、市民意識調査の抽出調査には、市民全般の意識を調査しますので、設問の中にはさまざまな人権の設問を準備するように考えております。

○宮嶋委員

市民調査2千人に対して、同和地区が700人ということで、同和問題に対する設問のほうが多いのではないかなというふうに思いますけれども、いろいろ疑問がありますのでもう少し精査してやっていただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長

次に同じく72ページ、人権同和推進事業費について宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

同じく72ページの人権同和推進事業費というところで、同和団体の補助金があるんですが、部落解放同盟補助金2410万円、全日本同和会補助金257万円と前年と同額になっています。年間計画や事業実績等を精査した事業費補助ということですが、この具体的な内容、どういうものを精査されて、この金額がことしは据え置きということになってますが、になったのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

積算の根拠ということと思いますが、両協議会とも25年度と同額ということで計上いたしております。両協議会補助金につきましては、補助金等の見直しに関する意見提言書に沿って、運営費補助から事業費補助への移行を基本に当該団体と協議のうえ、また、年間事業計画、事業実績等を精査した中で26年度は前年同額といたしたところでございます。

○宮嶋委員

全然わからないんですが、いま資料を出していただいておりますが、38ページから40ページにかけて、たくさんの活動報告が載っております。こういう活動をされている団体であるということで、報告書が出ていると思うんですが、このうち、いわゆる補助金交付の根拠としています行政の補完業務というのに当たるとするのは、どの部分なのかというのを教えてください。

○人権同和政策課長

資料の43ページに25年度の予算、解放同盟の予算が資料として提出させていただいておりますが、この予算書の中で説明いたしますと歳出の中の事務所費、会議費、事業費につきましては、公益性を認められますことから行政の補完業務ということで位置づけをいたしております。

ます。また、自主財源を充当いたしております県連会費、市協大会費、狭山行動費、そのほか一部自主財源を充当いたしております食糧費、印刷製本費、備品費、専門部予算の一部、渉外費等を除いたものにつきましては、行政の補完業務ということで認識をさせていただいております。

○宮嶋委員

活動報告の中でっていうふうに申し上げましたけど、予算のほうから言われております。事務所費、会議費、事業費はその部分に当たるのだと。その中でも自主財源を使って、ていうのがいくつか、狭山だとか、いうことで述べられました。ただ事務所費でいけば、事務所はそのためだけに使っているわけではなくって、運動団体が運動方針を遂行していくためにも使っているわけですね。そしたら事務所の維持費であります水光熱費だとか、事務消耗品だとか、金額がものすごく大きいですね、水光熱費40万円、事務消耗品費50万円というような大きな金額なんですけど、こういうものをすべて行政の補完業務のために使っているというふうな解釈になるのかどうかですね。その辺ちょっとお尋ねします。

○人権同和政策課長

事務所費につきましては、現在伊岐須会館を使ってありますけれども、伊岐須会館につきましては、現在、普通財産ということで運営協議会に運営管理をお任せしておるところでございます。そういうところから、この予算書からいきますと、自主財源と備考の欄に書いております部分以外につきましては、公益性があるという判断をいたしておるところでございます。

○宮嶋委員

では、その予算書でいま言われた、ここにずっと右側の備考欄に自主財源というふうに書かれております。支出のところですね、歳出のところですね。この歳出のところだけ、それも子ども育成事業だとか、女性育成事業だとかいうところは、自主財源を含むというふうな書き方がされて、この中にも自主財源があるんだというふうな言い回しなんですけれども、この自主財源って書いてあるのだけ拾いましたら、592万円あるんです。まあざっと計算、何か違うものもあるのかもしれませんが、そして、収入のほうの会費等、カンパ、これは551万円しかないんですよ。もうこの時点で、自分たちが集めた自主財源であります会費とカンパ、この金額からはみ出た金額を自主財源というふうに、ここにはもう書かれてあるんですよ。そういう意味ではもう全然この予算書、決算書もそうなんですけれども、予算書の体をなしていないと思うんですよ。このことについて、いかがでしょうか。

○人権同和政策課長

解放同盟の予算書でございますが、自主財源というふうな表記をされておりますけれども、その中に一部自主財源、自主財源を含むという表記もございますことから、この辺を、一部を合計いたしますと収入額の総額にイコールになるというふうに認識をいたしております。また、この予算書の作り方につきましては、再三、市のほうもご指導申し上げておるところでございますけれども、これが最善の形とは市としても思っておりませんので、今後、指導、強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

共産党のほうも、何度もわかりやすい、もうちょっときちんとした予算決算書をとということはいい続けてきたと思うんですが、補助金を何に使ったのかというのがわかる予算書、決算書に、お願いするんじゃなくて指導をきちんとしていただきたいというふうに思います。補助金の金額が適正なのかどうか、見るためには何に使われたのかわからないと、だめだと思うんですよ。結局ね、何かも事業が一緒になって、先ほどの活動報告書なんか見ると、これ県連の大会だとか、いろんな上部団体の連絡のための会議だとか、いくつもありますし、こういうのは補助金でやるべきものではないし、もちろんそうだろうと思いますけども、この辺でも、どの行事、どの活動が飯塚市の付託を受けた補助金を使った事業なのか活動なのか、きちっと

分けて、もっと明瞭にすれば、補助金の額はずっと減ると思います。これをいつまでも続けてもらっては困りますので、ぜひ、いま課長も言われましたのでお願い、何かほかのところではもう、こうこうこうで補助金いくら減らしますよっていうふうに言われているのに、どうも及び腰のような気がします、きちっとこういう報告書に関しても、きちっとした態度で指導していただいて、本当に補助金交付がこれ正確なのかどうか、わかりやすい体系にさせていただきたいということを申し上げて、この項目を終わります。

○委員長

続いて、同じく72ページ、「川島集会所建替事業費について」、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

72ページの川島集会所の建てかえということですが、これは鯉田・中線がかかるということで、移転による建てかえということですが、この集会所の新旧集会所の概要をお尋ねします。

○人権同和政策課長

新旧の集会所の概要について、ご説明申し上げます。現在の集会所につきましては、昭和39年5月に建設されておるもので、木造瓦葺の2階建てで延べ床面積は1階が74.59平米、2階が69.56平米の合計144.15平米でございます。敷地面積といたしましては、250.01平米でございます。間取りは1階が集会室、和室、台所。2階が集会室と和室というふうになっております。新しく計画をいたしております集会所につきましては、延べ床面積を145.96平米、敷地面積が363平米で、高齢者の方にも配慮いたしまして、軽量鉄骨造平屋建てを予定いたしております。間取りといたしましては、集会室が2つ、多目的室と台所を予定いたしておりますところでございます。

○宮嶋委員

今のが2階建ですので、平屋にしたということで敷地面積が少しふえているというようなことのように。昨年の用地買収等々からこの新築工事、旧施設の解体など、総額で事業費はいくらになりますか。

○人権同和政策課長

建築総額といたしましては7572万8千円でございます。

○宮嶋委員

ずいぶん総額が大きいような気がします、建築費がかなり高いというふうに考えますが、どうしてでしょうか。

○人権同和政策課長

かなり高くはなっておりますけれども、ここ最近、東日本大震災の影響によります資材高騰の関係で、年7%程度の工事費の上昇、また4月からの消費税増税、あるいはまたフェンスや駐車場の舗装など、外溝の工事、また用地が雑種地でございますため、地盤工事を含めた造成工事も入っておりますことから、そういうふうな諸々の要因がございまして、工事費が高くなっておるといふふうに考えております。

○宮嶋委員

川島納骨堂では大変なグレードアップをされて、大変な、ここも高かったんですけど、そういう部分はないんですね。では、この7572万8千円ですか、このうち県の補償、移転に伴うものですから県の補償があると思うんですが、県の補償費はいくらでしょうか。

○人権同和政策課長

県の補償につきましては、約1500万円でございます。

○宮嶋委員

7500万円かかって、県の補償費が1500万円、残りは全部市の負担になるわけですね。

6千万円ということになります。県の補償費とにらみ合わせても、あまりにも総費用が高いと思うんですが、その辺どうしてなのか教えてください。

○人権同和政策課長

県の補償のほうは、現在の集会所が、底地が民有地でございます。そういう場合の補償につきましては一般補償という区分で県のほうから言われております。もし底地が市有地ということになれば、どこどこは公共補償ということで今の1500万円よりも高くなるであろうと思えますけれども、そういうことから、また上物につきましてはもう約50年も経過をいたしておりますことから、現在、価値がほとんどないというようなことから、県の補償につきましては1500万円が限度であるというふうなことでございます。

○宮嶋委員

旧の集会所は民有地だということですが、それではこの土地に対する補償費というのは、土地の所有者に払われたということですか。

○人権同和政策課長

補償の違いでございますが、一般補償といいますのは個人や企業の土地、建物などを対象と補償でございます。また、公共補償と申しますのは、公共施設を対象とした補償ということになりますので、現在、集会所の底地につきましては複数名の地権者がおるということでございますので、その方たちには補償があるということになっております。

○宮嶋委員

では、いま言われた1500万円の補償というのは飯塚市に払われた補償で、それ以外のその土地代として、土地の補償費として地権者の方にお金が行ったということでは理解していいですか。

○人権同和政策課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

それではこの新しく新築する土地、この土地は市が買い取った市有地になるわけですか。

○人権同和政策課長

新たな新築候補地につきましては現在、用地買収の途中でございますが、民有地を市が買い上げる形で買収をいたします。

○宮嶋委員

いわゆる同和の集会所については、将来的には地元に移譲していくという考えがあるんじゃないかな、そういう方向ではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○人権同和政策課長

同和集会所につきましては、現在、地元への移譲という計画を飯塚市協との協議の中でも進めております。それで、ある一定の方向性は現在、市協のほうとも合意を得たところでございます。川島につきましては県道に伴います新築でございますが、今後、新築等はなかなか財政的にも難しゅうございますので、その辺は十分協議しながら、また地元自治会等の受け皿等ともきっちり話をしながら移譲の方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

将来的に地元に移譲していこうというもつで動かれてあるわけですから、ここでわざわざね、この土地を新しく市が買った必要があるのか。借地という方向では話し合いができないんでしょうか。

○人権同和政策課長

借地ということでございますけれども、この鯉田・中線の協議につきましては平成14年ぐらいからずっと、継続した地元との協議を重ねてまいったところでございます。そういう中で、集会所が道路にかかるということから移譲しなければならないということから、地元代表者

会議の中で、移転工事については市が買収するというふうなことで協議が調ったものでございます。

○宮嶋委員

地域の公民館は、それぞれの地域の方々がいろんな工夫しながらつくってあるわけですが、土地は市が買って、建物ができたら豪華なのかどうかわかりませんが、大変なお金をかけてね、こういう立派なものをつくって移動をするというのが納得いかないんですよ。それで、せめて土地ぐらいはね、地元が使うんですから、地元の地権者の人たち、飯塚市の公有財産である限りは地代を払っていただいだけで、わざわざ土地まで買って上物を立派なものを建てて、そして地域に落としていくというのでは、何か不公平感があります。今後もずっとこういう集会所とか、後から納骨堂も出てきますけども、同和に関連するこういう事業に対しては本当に巨額なお金が使われているということを指摘して、この項を終わります。

○委員長

続いて73ページ、「秋松西納骨堂改修工事費について」、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

73ページ、同じく秋松西納骨堂改修工事について、お尋ねします。まず、この納骨堂の概要と改修の内容を教えてください。

○人権同和政策課長

秋松西の納骨堂につきましては昭和47年2月に開設され、鉄筋コンクリート造で床面積が27平米、敷地面積が94.875平米、位牌壇の数は46基でございます。なぜ改修しなければならないのかということにつきましては、秋松西納骨堂は建物本体がかなり傷んでおりまして、天井の一部崩落と内壁のはがれ等がございますので、その辺で内壁工事、防水工事を実施する予定でございます。また位牌壇につきましては、いま現在少なくなっております落とし込み式という旧式のものでございますので、これにつきましては柵式の位牌壇に置き替えるという計画でございます。

○宮嶋委員

工事費はそういう内壁工事と防水工事ということで、420万円ということなんですけども、器具費ということで711万円、これが位牌壇の落とし込み式から祭壇式に替えると言われてますけども、こういうことだろうと思いますが、この金額も本当にびっくりするぐらい大きな金額なんですけども、これはどうしてでしょうか。

○人権同和政策課長

器具費と申しますのは位牌壇のことでございますけれども、1基当たり税込みで15万を超えますが、位牌壇という性質上ですね、受注生産となりますことから、単価についてはかなり高いものがあるかというふうに考えております。

○宮嶋委員

この位牌壇についても入札とかはあるんですか。

○人権同和政策課長

位牌壇につきましては、市の指名登録業者による入札を考えておるところでございますが、現在、位牌壇を納入する登録業者というのは1社でございます。来年度もそのような状況でございましたらば、位牌壇の納入につきましては地方自治法の施行令167条の2第1項第2号によります随意契約をしなければならないかと考えております。

○宮嶋委員

市内業者でないといけないのかどうかちょっとわかりませんが、ぜひ競争原理が働かないとどんどんどんどん高くなっていくんじゃないかなと思いますが、ちょっと金額のほうは精査していただきたいというふうに思います。飯塚市にはこの同和対策で建てられた納骨堂が何か所あって、今回のように位牌壇をつくり替えないといけない、いわゆる落とし込み式と言わ

れたですかね、これが何箇所あるのか、お願いします。

○人権同和政策課長

同和対策で建てられました納骨堂につきましては、現在、飯塚市内には30カ所ございます。そのうち位牌壇が落とし込み式になっておりますのは、秋松西を含めて5カ所でございます。

○宮嶋委員

ということは、あと4カ所も取り替えをされるという予定があるんですか。

○人権同和政策課長

この位牌壇の落とし込み式につきましては、旧飯塚地区におきましては、平成20年度までに大体すべて取り替えが済んでおるところでございます。現在、合併後の穂波、庄内で、5カ所現在残っておりますのがこの落とし込みの部分でございます。これにつきましては年次計画で建てております。5カ所すべて柵式に替えていく計画を立てております。

○宮嶋委員

先ほど同和の集会所については、地元に移譲したいというふうなことを言われてましたけれども、この納骨堂に関しても、いつまでもその市の財産としてね、持っていくのか。地域のことでですから地元の方で管理をしていくと、こういうふうなことに、いわゆる地元に移譲ということができないのか。そのおつもりがあるのかないのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

納骨堂につきましては、ちょっと集会所とは趣を異にいたしてございまして、墓地、埋葬等に関する法律というのがございますが、これに基づきますと納骨堂の経営許可、審査基準で経営主体が市町村等の地方公共団体という縛りがございます。また、これによりがたい事情がある場合にも、宗教法人、公益法人に限るというふうなことで、国からの通達等もあっておるところでございますので、現時点におきまして地元への移譲につきましては、極めて困難であるというふう考えております。

○宮嶋委員

いわゆる一般の人というか、そういう立場にある人しか納骨堂については移譲ができないということはわかりました。今後も、こういうことで建て替え、30カ所あるということで、どの程度古いのあるのかちょっとわかりませんが、まだいろんな工事が出てくると思いますが、本当に適切な金額でやっていただきますようお願いして終わります。

○委員長

続いて75ページ、新庁舎建設事業費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

庁舎問題については取り下げさせていただきます。

○委員長

続きまして76ページ、LED防犯灯借上料について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

76ページ、総務費、諸費、LED防犯灯借上料に関してお尋ねいたします。資料が出されておりますので、資料を見ながら質問させていただきますけれど、時間の関係もありますので端的に申し上げていきたいと思っておりますけれど、この問題については1月27日の総務委員会で質疑がっております。それはどういう質疑かということですが、市外業者に2400個ほどですね、年度内完成の必要から市外業者の活用についてやむを得ないと判断しておられるという答弁を、防災課長がされております。防災安全課長は、質疑の中でいろいろあっておられるんですけど、プロポーザルの中では業者さんのほうから市内業者を活用するという提案でありましたが、どうしても活用できない場合等の想定もされてございまして、そういった中ではやむを得ず市外を使うということは、プロポーザルの中でおっしゃってございましたということですが、今回工事が進んでおられるんですけど、そこでお尋ねしたいんですけど、要は事業に対する

考え方、行政の姿勢についてお尋ねしたいんですけど、これはプロポーザル方式でLEDに切り替えていくという事業でありますけれど、これは導入事業について業者選択をしますね。そして、すべてプロポーザルの実施要領からLEDの防犯灯導入調査業務仕様書、飯塚市LED防犯灯導入業務仕様書というのがあります。問題なのは、実施要綱の中で、導入事業のプロポーザルの中で、この中で事業の概要等について説明がっております。その中で、市内経済活性化と雇用の創出を図るものであるということをおちゃんと明記されておいて、いろいろなことが書かれておいて、それに従ってプロポーザルが実施されております。そして業者が選定されております。それはそれで結構なんです。それで、なおかつ、プロポーザルで業者が決まって防犯灯の導入調査業務仕様書に従って調査が行われている。そして、実際の導入業務仕様書に従ってこの3月までということで、完成を目指して仕事がなされている。これはこれでいいんですけど、ただ問題は、お尋ねしますが、仕様書というのは何なのか、まずお答えいただきたい。

○防災安全課長

仕様書と申しますのは、その事業を行う上で必要事項を定めているものだと考えております。

○道祖委員

必要事項であるということですが、これに従って工事はなされていく。これは仕様書というのは、単純に言えば、設計書と同じようなものというふうに理解していいんですか。

○防災安全課長

そのとおりだと思います。

○道祖委員

では、設計変更になる場合、要は仕様に変更になる場合はどういう手続きで仕様変更になるんですか。

○防災安全課長

仕様書の中の事由、その他というのがございます。その他の中に10の(4)でございしますが、企画提案を行った項目やプレゼンテーション及びヒアリング内容については市と協議の上、特記仕様に加えるといった文言がございます。当然、仕様書の中に入れたことが、私ども入れておりますが、それがもし万が一修正する必要があるといった場合におきましては、こういったことのもとで特記仕様書と加え契約するといったことで考えております。

○道祖委員

仕様書においてはどちらとも、調査業務仕様書、導入業務仕様書について、業務対象及び実施条件の中に、調査については、飯塚市内の電気工事業者を活用すること。また、配置については、地域性に十分配慮するということが、7項目の中の1項目で加えられておりますね。そして導入業務の場合は、12項目の中で1つ、切り換え作業及び維持・保守管理については、飯塚市内の電気工事業者を活用すること。また、配置については、地域性に十分配慮することと明記されてますね。今あなたが、仕様書は本来ならばこの仕様書に載っておるならば、市外業者でなくて市内業者を使って全部の調査においても、導入事業についてもやっていかなくちゃいけないということですよ。

○防災安全課長

この仕様書の中で、市内業者につきまして活用ということで加えさせていただいております。これにつきましては、私どもとしましては、当然この業務については市内、市外にかかわらず業者の方が来られるのではないかとこのことを想定しておりました。そういった場合、特に市外業者が取りました場合には、そのグループの中で仕事をされるといったことが十分懸念されておりましたので、市内業者の活用ということを書かせていただきました。私どもとしましては、最大限市内業者を優先的に活用するという意味合いを持って、ここに記載をさせていただいたつもりでございます。

○道祖委員

あなたの言い方であるならば、その他のところで、特記してるから、これに従って、市外業者を入れていったという、先ほどの答弁でありましたけど、この特記事項のどこにあたって、そして、どういう協議の上、どういう判断をして、仕様書の変更に至ったのか、それを説明してください。

○防災安全課長

仕様書の変更ということではございません。仕様書に特記仕様書として加えたということがあります。まず、フリーザーシステムでございますが、調査業務におきましては、プレゼンテーションにおきまして、最悪、地元の電気事業者等ご協力いただけない、不可の場合は、自社社員等で対応する提案がございました。私どもとしましては、調査業務、導入業務ともですが、市内業者の方を最大限使っていただきたい。市内業者の方たちにやっていただきたいという思いもありました。使っていただくなら、当然、地元で今まで頑張っていた電気工事店、取りかえとかそういったところをやられてあったところを使っていただきたい。また、市内のほかの業者さんも使っていただきたいという思いでありました。ですので、そういった思いの中で、3月までに事業を完了させなければいけないとなりましたときに、市内の業者の方たちで完全に終わることができれば、申し分ないんですが、最悪、不測の事態ということも十分考えられるということで、これはどちらの事業者さんもそうでしたが、不可の場合、それぞれ自分のところに対応するといった項目をいただきまして、フリーザーシステムにつきましては、プレゼンテーションの中で、不可の場合は自社社員で対応するとの提案がありましたので、不測の事態を考え、特記仕様書と加えた上で契約をさせていただいております。

○道祖委員

あのね、おかしいんじゃないですか。あなたは、このプロポーザルの実施要領のときに、審査項目が明記されてるじゃないですか。工事について、市内業者の活用方法、新たな雇用の創出についてという項目が入ってるじゃないですか。当然、これが審査項目であるならば、市内業者を使えということ言うてますから、はじめから市内業者は使えない可能性があるという前提に立ってプロポーザルをやったら、プロポーザルの条件そのものが変わってくるんじゃないですか。安けりゃいいという話でやったとか言うんだったら話はわかるんですよ、提案のなかで。あなたが言いようのは、そういう内容じゃなくて、はじめから市外業者ありきで言うてるといふうに聞こえるんですがね。

○防災安全課長

大変申し訳ございません。私の答弁の仕方が悪かったかもしれません。私どもは、当然、市内業者を活用するといったところを前提で考えておりますので、市外業者を優先的に考えて、最悪のことを考えてははじめからやっていると言うつもりはございません。まず、市内の業者さん、零細業者さんを含めたところの幅広い範囲の中で、取り組んでいただきたいという思いがありました。

○道祖委員

だけど、思いはそうであったとしても、条件としてはその思いをどこに書いているかといったら、そういうことは書いてないじゃないですか。そういうことは何も、私が見る限り、仕事を取るのはいいんですよ、あなた方は評価して、この業者さんがやれると、Aの業者であろうが、Bの業者であろうが、僕はそこを言っているわけじゃないんですよ。条件として市内業者を使うという、ちゃんと仕様書に載ってることを、なんで約束事を履行しないかということ言うてるんですよ。それが特記事項で、そういうふう判断しましたと言うんだったら、じゃあ、どういう理由でいつ、誰が判断し、それを誰が許可したんですか。仕様書を変えるということは、よほどのことですよ。設計図を変えるということと一緒にあなた言ったじゃないですか。誰が、どこで判断して、どういう経過で変えられたんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:33

再開 15:41

委員会を再開いたします。

○総務部長

先ほどから担当課長のほうで答弁いたしております。確かに、仕様書の中では、市内業者ということで、を活用することということで、記載をいたしております。プレゼンの中では、どうしてもできない場合は、自社でというようなことも言われておりましたし、可能な限り、市内業者を活用していただくという思いの中で仕様書を記載いたしておりますが、どうしてもできないということになれば、特記仕様書ということで、契約を結ばせていただいております。確かに、この仕様書の書き方はまずかったということでは思っておりますが、限られた期間内で完了しなければならないということもございましたので、こういうことで特記仕様書ということで契約をさせていただきました。今後につきましては、当然、10年間リース契約でございますので、維持管理につきましては、市内業者を活用させていただきたいというふうに思っております。

○道祖委員

だから、くどく言ってるかもわからないけど、特記仕様書に従って、変えたというのは、どういうことで、どういう手続で変えて、どういうふうに議会に説明したんですか。してないでしょうと言ってんですよ。あなた方はプロポーザルをして、ちゃんと地元の企業を使う、地域の活性化を目的として、プロポーザル、この導入事業が国からきて、そういうふうに従ってやっておるわけですよ。だから、僕が言ってるのは、A業者であろうが、B業者であろうが構わないんですよ。問題は、仕様書を自分たちでつくって、プロポーザルの内容をまず自分たちでつくって、そして、仕様書を自分たちでつくって、そして変えてしまってるという事実なんですよ。それも、理由の説明はどこにもしてない。委員会の1月27日の中の質問がありますけれど、この中でも説明と言えますか、これが。間に合いませんから市外の業者を使いました。本当ですか。あまりそういう建前ばかり言いよったら、もう少し私も知っていることを言いますよ。だけど、そういうことではないと言ってんですよ、私が言ってるの。いつも言ってるのは、あなた方は自分たちで決めて、そしてその決めたことをすぐ変えて、都合のいいように仕事してる。その部分が多く見られる。まさにそうじゃないですか、これが。それをどういう行程で変えましたと、自分たちで説明することもない。質問されても丁寧に答えてない。そうでしょう。なぜ、そういう仕事のやり方をやるんですかって言ってるんです。副市長、そうでしょう。私が言ってることがおかしいですか。

○委員長

プロポーザルの方式については、今後も当市においては、業者選定の際に重要な事項となりますので、審議を深めたいところですが、当特別委員会は26年度一般会計予算についてですので、副市長から答弁をいただいて、この件につきましては、おさめていただきますようお願いいたします。

○副市長

今回のこのLEDの件につきましては、るる今、課長、それから部長が答弁をしましたが、質問者の意に沿わないような答えになったのかどうか、だろうと思っておりますので、私のほうから申しますと、このプロポーザルでやったことにつきましては、きちっと、やはり、これをまずプロポーザルをつくるときに、どういう条件であるというのが、これは第一義的に執行部側といえますか、市側でつくったわけですから、これについては、きちっとそれに沿ってやっていくというのは、もう大原則でございます。先ほど言いますように、特記事項でやるということ

は、例外中の例外でございますので、今後、こういうことがないように、きちっと改めてやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○道祖委員

私は、何度もこのことは言ってきたんですよ。この今のLEDの話じゃないんですよ。ほかの部分でも、ほかの委員会でも言った。例えば、簡単に言うと、ここで長く言うとまた委員長に叱られますけどね、庁舎の問題だってそう、プロポーザルで2階に食堂があるやつが、いつの間にか8階にいつている。知らないうちにいつてる。で、これでありますと提案される。あれはまだできてないからよかったですよ。これはもう仕事が進んでいつてる。どこで歯どめがきくんですか、いつも。これは再三言ってますよ。変わるなら変わって、それはいたしかたない事情があるなら、ちゃんと説明しなさいと。ねえ、副市長。それはやっぱり、あなたの行政の指導の問題だと私は思いますよ。今あなた、今後ないようにと言いましたけれど、本当に今後ないようにしてください。そういうふうをお願いいたしまして、これで終わります。

○委員長

続きまして、77ページ、老朽危険家屋解体撤去補助金について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

77ページです。老朽家屋解体撤去補助金というのが、今年度から導入されて、同額が来年度にも750万円計上されていますが、まだ中途でありますけれども、現在までの実績をお尋ねします。

○防災安全課長

本年度4月より、老朽危険家屋につきまして、相談件数等々がっております。2月末までの相談件数は71件ございました。内容につきましては、所有者調査依頼、補修依頼、解体の補助金相談。それから近隣の建物が空き家であるとかいった情報提供でございました。こういった中で、所有者等々と話をして、解体に及んだ件数は、現在8件でございます。

○宮嶋委員

やっぱり、本当に市内を歩くと、たくさんの危険家屋というか、たくさんありますんで、71件という相談は初年度としては、多いのかな。その中で、解体まで及んだのが8件ということですが、この解体ができない、大変苦勞されてると思いますが、理由、そういうのがちょっとあったら教えてください。

○防災安全課長

理由につきましては、所有者が不明なものにつきましては対応できませんので、そういったものがまずございます。また相手方と折衝する中で、財政的なもので解体したいけどできないといったことで、解体できないといったこともっております。

○宮嶋委員

所有者がわからないというのは、何とか行政の力で調べられるんじゃないかなと思いますが、財政的なものということになると、補助金がいくらでも、そこそこの費用がかかると思うから大変だと思いますが、ぜひ、やっぱり今から台風だとか、いろんなところでは本当に近所の方、危険を感じてある方、たくさんいらっしゃいますので、せつかくのいい制度ですので、広げていただきたいし、補助金もふやすというようなね、ことも検討してもしもうちょっと金額がふえれば撤去できるというようなこともあれば、なんかそういう検討も、ぜひしていただいて、安全安心なまちづくりのために、頑張ってくださいということを申し述べて質問を終わります。

○委員長

次に、85ページ及び86ページ、選挙運動公費負担金について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

85ページ、86ページの総務費、市長選挙費、市議会議員補欠選挙費に関連してちょっとお尋ねしますが、ここに質問内容に書いているように、選挙期間中、候補者と運動員は、公職選挙法に基づいて、選挙活動を市議会議員の場合は一週間、市長の場合も一週間ですけれど、運動するわけですが、広範囲になってきましたし、よくわからない点があったので、ちょっとお尋ねしますが、要は選挙期間中に、たすきをつけて、公園等に行きます。所用をたすために。どの範囲の公共施設までは使えるのか、その点だけ確認させていただきたいんですけれど。

○選挙管理委員会事務局長

公職選挙法の第145条におきまして、市町村の議会の議員、もしくは長の選挙については、国もしくは地方公共団体が所有し、もしくは管理するもの、または不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、ポスターを掲示することができないとされております。また、法166条では、国または地方公共団体が所有し、または管理する建物においては、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができないとされております。ただ、この規定の中で、公職選挙法の解説書によりますれば、こういう公共施設の駐車場等に選挙運動用自動車の駐車をするについては、そこがトイレ休憩程度で短時間であれば差し支えないという解説もされております。したがって、運転者等が、例えば支所、あるいは地区公民館、それ以外の運動施設や公園等もございまして、そういったことに立ち寄ってトイレを使用することは可能でございます。ただ、ご注意くださいのは、先ほど申しましたけれども、選挙運動用の自動車が侵入する際には、選挙運動の連呼行為等は、直ちにやめていただくようなことが必要であろうかと思っております。

○道祖委員

間近に選挙が迫っておりますので、市長選挙が。ちょっとお尋ねしますが、運動員というのがいますね。運動員は、別にその運動員がいろいろなカラーのシャツ等を着ておっても誰が誰かわからないから問題ないと思えますけど、公共施設のトイレを使うときに候補者が、そのときにたすきをつけてますね、あれは、外した方がいいんでしょうか、外さないでもできるんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長

先ほど、解説書の話をしましたけれども、それによりますと、その中には、候補者からたすきを着用して歩くことは、公職選挙法第142条第12項の禁止された回覧行為からは除外をされておりますので、たすきをつけて入ること自身は別に問題ではございません。ただし、先ほども申しましたとおり、その中で、例えばあいさつをする。あいさつは構いませんけれども、あいさつをする中で、握手をするとか、選挙行為を、そういう選挙運動に携わるような行為を少しでも疑われるようなことをすると、違反になる可能性がありますので、ご注意くださいと思っております。

○委員長

次に、第1款、議会費及び第2款、総務費について、質疑事項一覧表以外の質疑を許しますが、質疑はありませんよね。

○道祖委員

66ページ、総務費、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、お尋ねいたしますけれど、これは先ほど、永末委員がいろいろ質疑をされておりましたけれど、その中で資料をいただいております。資料の21ページに、統合する補助金の地区別内訳一覧というのがあって、各地区ごとに金額が明示されておるわけですが、私は、これはこれで結構だと思ってるんですよ。ただ、この12地区の世帯数、人口数は記載されてませんね。それで参考のために、これがわかりますか。例えば、二瀬地区の人口は何人いますか。

○まちづくり推進課長

大変申しわけありません。いま手元のほうにその資料がございません。

○道祖委員

じゃあ、単純にね、この中で人口の多い順に言ってください。一番はどこ、三番まででいいです。三地区でいいですから、おわかりでしょう。わかんない。

○委員長

わかりますか。わかります。

○まちづくり推進課長

穂波が一番であることは間違いありませんが、その次に、二瀬地区になっております。あとちょっと、時間がかかりますので、もう少し待って――

○道祖委員

初めてのことで、算定基礎が、ここに出されておりますが、こういう形で今回は算定したと。何らかの形で算定しなくちゃいけないからこういう形でしたんでしょうけれど、さて、このやり方が、合理性があるかどうかということについては、いろいろ考えの違うところも出てくるんじゃないかと思うんですよね。で、今後どういう形で整合性のとれたその補助金を出すのか。そういうことについては考えていくべきだと私は思いますけれど、考えは何かお持ちでしょうか。

○まちづくり推進課長

いま、おっしゃられた質問なんですけれども、まちづくり協議会は設立されて、まだ日が浅い中でございます。現在徐々に活動してるんですけれども、いま活動初期段階と考えております。この活動初期段階の2、3年間につきましては、平成26年度、今回提議させている部分ですね。この積算基礎で補助金を交付していきたいと考えておりますが、まちづくり協議会のそれぞれの活動内容や実績、成果等を毎年度検査、検証していきながら、委員のおっしゃるようなことについても考えて算出方法を検討していきたいと考えとります。また、この算出方法につきましては、資料にありますように、現在各団体の補助金につきましては、公民館の数、また子どもの数等が基準にされておりますので、その点も踏まえまして、またそれとまちづくり協議会の参画団体、連携団体の活動が損なわれないことを勘案しまして、今後検討していきたいというふうに考えとります。

○道祖委員

やはり市民が納得できる基準をつくって平準化して、そして例えば、あなたの答弁では、事業によって金をプラスアルファするというような答弁でありましたけど、であるならば、別枠で予算を持って、一律の部分と事業予算というものを持ってやっていくとか、そういうふうな考え方を持ってやられた方が、納得がいくんじゃないかなと私は思います。でありますので、今回はこういう考え方でいたし方ないかなと思いますけれど、どういう考え方がいいか、ここ1年ぐらいで考えて、2、3年とか言わないで、やはり取り組んでいただきますよう、要望します。

○委員長

ほかに、第1款及び第2款についての質疑はありませんか。

○道祖委員

65ページ、総務費、総務管理費、中心市街地活性化事業の中で、コンパクトなまちづくりセミナーを行うということですが、これに関連してお尋ねしますが、私、たしか去年の予算委員会ではなかったかと思いますが、コンパクトなまちづくりの考え方っていうのは、いろいろ考えがあって、飯塚市には駅が14ある。定住政策等を考えていったときに、果たしてどういうあり方がいいのか、駅を利用した方がよろしいんじゃないかと、今後考えていただきたいというふうに要望しておりました。答弁はたしか考えていきたいみたいなことであつたと

思いますけど、市長も一言だけ答弁いただきました。そういうふうに記憶しておりますが、考えていただけているのでしょうか。イエスノーで結構です。

○企画調整部長

考えております。

○委員長

ほかに、第1款、議会費及び第2款、総務費について、質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費について、質疑を終わります。

次に、第3款 民生費、90ページから120ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております96ページ、老人ホーム措置費について、明石委員の質疑を許します。

○明石委員

96ページ、民生費、高齢者福祉、老人ホーム措置費についての内容を私が勉強不足なこともありますので、説明をお願いいたします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:04

再 開 16:05

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

ご質問の養護老人ホーム措置費ですが、養護老人ホーム措置費は65歳以上の方で、経済的理由、心身の状況、その置かれている状況、環境の状況等を総合的に勘案して、養護老人ホームへ入所、措置させるものであります。総合的と言いますのは、例えば、同居家族がおられなくても放任の状態であったりとか、あるいは自己放任、セルフネグレクトと言われる状態で、在宅生活を送ることが困難な状態である場合等であります。予算に計上しています老人ホーム措置費1億4763万1千円は、平成25年10月時点の措置人員を基礎数字としまして、平成26年度中に8名を新たに措置するものとして73人を見込んでおります。内訳としましては、飯塚市内にあります愛生苑に4人、述べ30月、その他の養護老人ホームに4人、延べ36月分を措置すると見込み、予算計上をしているところでございます。

○明石委員

はい、わかりました。いいです。

○委員長

それでは次に104ページ、臨時福祉給付金事業費について、明石委員の質疑を許します。

○明石委員

104ページ、民生費、臨時福祉給付金給付費の臨時福祉給付金事業費についてですけど、本年4月から消費税が5%から8%に引き上げられますよね。この引き上げに伴い、本市でも公共施設等や使用料や手数料も増税分引き上げられるわけですが、国は特に低所得者の住民や子育て所帯の方々へ配慮して、給付金を支給するということになってはいますが、これ簡単で結構ですから、給付金の概要を説明してください。

○臨時福祉給付金対策準備室長

まず、臨時福祉給付金の方からご説明させていただきます。この臨時福祉給付金と申しますのは、ことしの4月から消費税が、先ほど委員が申されましたように、消費税が引き上げられますことから、所得の低いの方々への影響に配慮し、暫定的、臨時的な措置として、国から給付金が支給されるものでございます。支給される対象者でございますが、現在行っております市民税の申告内容を基に、平成26年度分の市民税が課税されない、いわゆる非課税の方が対

象となります。ただし、その方が非課税者であっても、課税されている親族等に扶養されている場合や生活保護受給者の方につきましては対象外となります。給付金の支給額は対象者一人につき1万円でございますが、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者や児童扶養手当、特別障がい者手当の受給者などの方々につきましては、5千円を加算して支給されることとなります。以上、簡単ですが、臨時福祉給付金についての説明を終わります。

○こども育成課長

子育て世帯臨時特例給付金の概要について、ご説明させていただきます。臨時福祉給付金と同じように、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯の影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをする観点から、臨時的な給付措置を行うものでございます。対象者は平成26年1月分の児童手当の受給者であり、平成25年度の所得税が児童手当の所得制限額に満たない方が対象となり、対象児童一人につき1万円を支給いたします。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護世帯の被保護者に当たる児童は対象とはなりません。

○明石委員

そうしますと今から、そういうものを調査して、何月よりその支給ができる予定ですか。

○臨時福祉給付金対策準備室長

いま、国のほうから、この制度に基づいて、一定のルールというものが示されてる段階でございます。先ほど申しましたように、非課税者ということでございますので、税額が確定しないと、いま申告中でございますが、非課税者ということが特定できないと対象者が決まりませんので、税が確定するとなりますと、6月から更正も含めて7月に入ろうかと思っております。それから、それぞれの対象者に対しまして、それぞれ通知をする予定でございます。その通知後となりますので、早くても夏ごろにならないと給付という形にはならないかというふうに考えております。

○明石委員

早急に、できれば配布ができるような形をとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、106ページ、子ども医療費について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

106ページ、子ども医療費という項目がありますが、これは子ども医療費無料化に伴う市の持ち出しだろうというふうに思いますが、昨年から、何月からでしたかね、小学校6年生までの入院のみ無料、一部負担金はありますから無料とは言わないでしょうけど、一応無料化しているのが行われておりますが、この分、小学校4年生から小学校6年生までの入院分について、どの位の算定がされているのか教えてください。

○医療保険課長

子ども医療費の中で、小学校の4年生から6年生までの入院分についてお答えいたします。対象医療費といたしましては、全体で888万円となっております。これは、本市が払う高額医療分を含めた額となっておりますので、これから各医療保険から戻入なりが、戻ってくる額がありますけども、全体の対象額としては今の形となっております。

○宮嶋委員

よくわかりませんが、888万というお金がこの中に含まれているということですね。いま近隣の、特に福岡県内では、いま、みやこ町の高校3年生までというのが最高ですけれども、通院、入院に関しても中学校3年生までという自治体が3つ、4つ、3つですかね、ちょっと資料が古いんですがありますし、入院だけでいくと、中学3年生までという自治体がたくさん出てきております。お隣の田川市でも通院に関しては、小学校6年生まで、入院も含めてですけど、入院に関しては中学3年生まで、通院に関しては小学校6年生までとなっておりますけ

れども、この通院についても中学3年生まで引き上げる方向でいま検討がされています。市長の「子は宝」という響きのいいキャッチフレーズがあるんですが、ぜひ医療費の無料化を段階的にしかいかないでしょうけども、小学校6年生まで通院についても無料にするということでは、どのくらいの予算が必要でしょうか。

○医療保険課長

4年生から6年生の通院ということによろしいんですね。資料の85ページに記載しておりますけれども、小学校4年から6年までの、ここ外来と、4番のところになりますけれども、外来ということを書いておりますけれども、約6340万円ほど必要となってまいります。

○宮嶋委員

先ほど同和の集会所なんかとんでもない金額の、ああいうものを精査して、ぜひ子どものための医療費にまわしていただきたいと思います。部署が違いますから課長に言ってもあれでしょうけど、あたたかい思いで、近隣でいろんな自治体やっておりますので、ぜひ周りも調査されて、低いほうに足並みをそろえないで、当初、小学校6年生まで無料になって私が質問したときには、あと1億円ぐらいかかりますよというような話だったような気がするんですが、随分金額的に6300万円ぐらいなら（発言する者あり）いや、大した金額じゃないです。（発言する者あり）いやいや、本当に要らないところを、無駄を削っていけば、工夫で出てくるお金だと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○医療保険課長

まず県内の今の状況を先に説明させて…（発言する者あり）いいませんか。一応、子ども医療に関しましては、飯塚市は先駆的な役割を果たしております、県内の中でもかなり進んだ団体になっております。医療費の無料化ということは、当然、ほかの面で、逆に私は国保の保険者でもありますけれども逆に医療費が増えてきまうとかいう側面もございます。それで、子育て支援の一環として行っていますので、ここら辺の事業検証をもう一度やりまして、拡大できるかどうかの判断をさせていただきたいと思います。

○委員長

次に、108ページ、これは保育所費の職員関係分について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

資料87ページに、各保育所ごとの保育士の数、それも正職員と臨時職員ということで、配置図というか、人数を出していただいておりますが、毎年毎年、正職員の数が減らされて、臨時職員の数ははるかにいま上回っているような、幼稚園まで入れますと正職員91名に対して、臨時職員135名というような数になっております。この理由を教えてください。

○子育て支援課長

正職員の割合が低下しているという原因でございますけれども、一つは行財政改革に伴う、進捗状況に伴う結果ではないかというふうには考えております。

○宮嶋委員

どんどん保育所を民営化してっております。その中で、結局首切りをするわけにいかないので、正職員を補充しないで臨時職員で賄っているという状況ではないかなと思うんですが、保護者にとってはどの方が正職員なのか、臨時職員なのかというのはもちろんわかりません。正職員に対する教育だとか、研修だとかいうのもあると思うんですが、臨時職員と正職員に対する教育とか研修の方法、機会そういうのが、どんなふうに違うのか、教えてください。

○子育て支援課長

研修につきましては、正職員に関しましては、保育協会等の機会がございますので、そういった機会に研修を受けております。また、臨時職員につきましては、こういったベテランの正職員によります教育を園内で行うといったような形で指導を行っているところでございます。

○宮嶋委員

正職員に対しては公の研修が行われて、臨時職員については正職員の方から、時間とって、それなりの講習というか、があっているんですか。

○子育て支援課長

職員会議等の場で、そういった研修の機会を設けるように努めているところでございます。また、教育の機会ということ言えば、近畿大学等で臨時職員も含めた研修が行われております。

○宮嶋委員

そういう時間とか、研修の時間とかいうのは臨時職員の方のためにも補償されているということですかね。時間外とかいうことになるんですか。

○子育て支援課長

近畿大学等の行っております研修については、自主研修という形で行っておりますので、いわゆる自分の時間を時間外に使ってやっているといったところでございます。

○宮嶋委員

保育士さんもお若い方が多くて、子育て中の方もたくさんいらっしゃって、仕事時間以外の時間を割いて、わざわざ研修に行くというのもなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。ぜひ、その辺の時間を、せめて確保するというような配慮もお願いしたいし、ぜひとも、やはり正職員を増やす方向で、これ以上減らさないというか、方向で頑張っていただきたい。本当にいま子ども達が抱える問題もたくさんありますので、専門知識もどんどん新しくなって、知識が入ってくると思いますので、その辺での補償というか、そういう部分についてぜひ検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○委員長

次に112ページ、菰田・徳前保育所統合事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

これ私、担当に聞けばわかることですが、特に保育所のことですから、新しい保育所ができましたら皆さんやっぱどこにできたかとかいうふうなことの、議員さんたちも一応周知されとったがいいと思いますので、あえてお尋ねしますが、この中に、もう予算で出ております、金額も。で、どこにできて、どのくらいの規模でできるのか。そして、定員が何人になるのか。そして、受ける保育の対象は1歳児から受けるのかどうか、その点のことをまとめて説明してください。

○子育て支援課長

場所につきましては、飯塚市の花市場ですね、堀池にございます。その横の市有地、面積としましては2100平米ぐらいでございますが、ここに建設予定でございます。施設の規模といたしましては、現在の菰田・徳前保育所がそれぞれ定員90名の保育園でございますので、180名定員を予定いたしております。園舎の面積としましては、概ね1500平米程度を予定しているところでございます。保育所でございますので、0歳から受け入れを行いまして、5歳までの児童を保育するということになります。また、施設の特徴としましては、現在のところ総2階建てを前提としておりますことから、障がいのある児童も受け入れられるように公立保育所では初めてとなりますエレベーターといったものも設置するような考えでおります。また、3歳未満児が増加しておりますので、これに対応するため最大で定員の約半数となります90名程度まで3歳未満児を受け入れられるような部屋面積を確保したいというように考えております。

○兼本委員

特徴のある保育所をつくるということですが、こういうをつくるときには、予算でポンとあげてきて、そして、出すんじゃなくてね、だいたいどういうふうなものをつくるかとい

うことは事前に、早めに周知をしていただいて、この間も総務委員会で言いましたけど、父兄の皆さんたちはもう周知をしたということですので、我々議員にもこういう形の中でいま言われるように、3歳未満の方を入れるように、面積をそうすると。いま1歳から3歳未満の保育士さんが、かなり不足しているだろうと思うんですよね。だから、そこのところの保育士さんの充実もやっていただきたいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

○子育て支援課長

ご指摘のとおり、現在、保育士の確保というのが、これは公立の私どもの園でも、私立の園でも非常に苦慮しているところでございます。この部分につきましては、国県のほうも保育士の確保策をいくつか出してしておりますので、こういったものを活用しながらできるだけ確保に努めたいというふうに考えておるところでございます。

○兼本委員

先の宮嶋委員さんの意見と違いますけど、正職員を一人入れるよりも、私は臨時職員2人入れて、1歳児やら3歳児やら、特に手厚い見守りが必要だろうと思いますので、逆に保育士さんをふやすならそういうことだろうと、そして、今度、国のほうでも保育士さんの給料が若干見るといことで、検討が出ておりますので、若干給料も上がるんやなかろうかと思っておりますけど、とにかく給与が少ないということがやっぱり、そして子どもさんも扱わないかん、そして親から文句は言われると。だから、もうなかなか大変だというのが現状だろうと思います。ご存知だろうと思っておりますけどね。そこんところを一つ勘案して、保育士の確保、そして質のいい保育行政をやっていただきますようお願いいたします、終わります。

○委員長

次に115ページ、「休日等子育て支援事業について」、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

休日等子育て支援事業ということで、委託料が191万9千円上げられています。これは昨年中途から、途中で始まった事業ですので、きちっとした成果とかいうのは、ちょっとお聞きするのはと思っておりますけれども、この間の利用状況をお願いいたします。

○子ども育成課長

利用状況につきましては登録児童が21名で、利用者は7月から現在までで10名の利用となっております。

○宮嶋委員

この事業は、昨年夏、7月からですかね、小学校1年生から4年生までの子どもさんたち、どうしても日曜日に親が都合が悪くて子どもを見れないという事態があったときのために、学童保育ありませんので預かるということで始まったわけですけれども、このわずか半年の間で、やはり登録、もしものためっていうか、突発的のために登録された方が21名もいらっしゃるということでは、よく宣伝が行き届いたほうなのかなと思いますし、利用者が10名で少ないんじゃないかっていうふうな言われ方もされておりますけれども、やっぱりこの方は本当に低学年の子どもを1人置いて出かけられないというようなことがあるのに、預かってくださる所ができたということで大変安心されていると思います。もっと周知すれば利用もあると思いますし、本当に保育園に預けてる間はまだあれですけど、小学校に上がって本当に、昔ならほったらかしたような気もしますけども、低学年の子どもたち、いま社会でいろんな事件がある中でやっぱり安心して子育てができるという点ではね、これも飯塚の売りにしたらいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後ぜひ広げていただきたいんですが、周知徹底というか、こういうものをどういうふうにされているのか、お尋ねします。

○子ども育成課長

広報は、今までこれは記者発表もいたしましたし、ホームページや市報等に載せております。それから昨年に事業を始めるに当たり、教育委員会の協力を得まして、小学校1年生から4年

生までの全世帯にチラシと申込書等を配布いたしております。それで今年度につきましては、また新1年生になる家庭に関しましては全世帯、またチラシ等を配布いたしたいと思っております。

○宮嶋委員

ぜひ、今度1年生に上げる親御さんも安心されると思いますので、ぜひ広めていただいて、子育てが安心できるまちにしていきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長

次に119ページ、「医療扶助費について」、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

119ページ、民生費、扶助費、医療扶助費について、させていただきます。こちら資料のほう、要求させていただきました。91ページになります、医療扶助費の内訳明細3カ年分です。平成26年度予算で扶助費の中の医療扶助費に関しまして、57億5800万円強を計上されております。まず、91ページの表等を参考にいただきながら、この内訳明細表の内容と平成22年度から24年度に係る医療扶助費の推移について、説明をお願いします。

○保護第1課長

91ページの医療扶助費の内訳明細表という資料をつけさせていただきます。これ全体について、説明をさせていただきます。まず最初に、診療報酬とございますのは、いわゆる被保護者の方が指定医療機関で受診した際にレセプトで請求が上がってきます医療費のことで、この支払いは福祉事務所から各医療機関に支払うのではなくて、社会保険診療報酬支払基金を通じて支払われるものでございます。また、診療報酬以外とございますのは、福祉事務所から直接関係機関や個人に支払われるものでございます。

内容でございますけれども、この資料は平成22年度から平成24年度までの生活保護受給者が受けた医療扶助の受診にかかる、それぞれの入院及び入院外、この入院外はの場合、通院ということになります、その件数と金額の推移及びそれ以外の医療に係る費用の金額と推移でございます。

次にその推移でございますが、まず入院患者は平成22年度から23年度、24年度とそれぞれマイナス55人、1.1%、そして23年度から24年度とマイナス24人、マイナス1.3%と減少しておりますが、金額はそれぞれ4.5%、約1億3250万円、23年度から24年度は0.13%、約420万円の増加となっております。また入院外と歯科を含む外来受診ということになりますけれども、22年度から23、24年度とそれぞれ6,433人、11.4%の増、23から24年度ではマイナス176人、0.28%の減少となっております。最後に、入院及び外来患者としまして医療機関に携わった被保護者全体の延べ人数と金額の推移でございますけれども、まず人数でございますけれども、23年度から23、24年度とそれぞれ6,378人、10.3%の増、23から24ではマイナス240人、0.35%の減少となっております。そして医療費の総計につきましては、22年度から23年度は約2億4770万円、4.6%の増、23年度から24年度にかけましては約400万円、0.07%の増となっております。

○永末委員

この表の中で診療報酬以外と診療報酬に分かれています。だいたい内訳的に平成24年度でいきますと、診療報酬分が55億、診療報酬以外部分が5300万円ぐらいと、おそらく26年度も同じぐらいの比率になってくるのかなというふうに思うんですけども、この表の中で診療報酬以外の部分に治療材料費、施術費、医療移送費とございます。それぞれのこの意味について、説明をお願いしたいと思います。またその他について検診料、文書料というのが下のところに注釈としてございます。これについても説明をお願いします。

○保護第1課長

まず治療材料費でございますけれども、これは義肢、装具眼鏡、ストーマ装具及び歩行補助杖等がございますが、これらの現物給付にかかる費用代金のことでございます。次に施術費でございますが、これは、柔道整復、あん摩、マッサージ、はり、きゅうに係る費用のことでございます。次に医療移送費でございますけれども、これは医療機関に受診する際、自宅から医療機関等に通院する際の費用のことでございます。その他の検診料、文書料につきましては、介護や障害者自立支援の認定にかかる検診料、就労の可否に係る検診料、その他年金等の他法活用に伴う検診料等のことでございまして、文書料はそれらの文書発行に伴う費用のことでございます。

○永末委員

先日の一般質問でも質疑させていただきましても、生活保護受給者及び受給世帯ともに現在、高止まりの傾向にございます。平成22年度から23年度にかけて、入院については延べ人数が55人、率にして約1.1%の減少となっているにもかかわらず、扶助額だけで見ますと約1億3200万円程度の増加がございます。また、入院外等の延べ人数は約6400人、率にして11.4%と大きく増加となっておりますけれども、この原因についてはどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○保護第1課長

いま表に書いてありますように、いわゆる入院患者が減少しているにもかかわらず、扶助額、医療費等が増加していることにつきましては、入院時の治療内容に関することになるかと思われまので、我々としたしましても答弁が非常に難しいところでございます。あくまでも推測ではございますけれども、やはり医療の進歩は目を見張るものがあるとともに、高度医療に関する機器等が病院に導入されたりと、またこの近郊でも始まっておりますけれども、終末医療等の広がり、またそれを利用する者の増加といった、そのようなことが原因の一つではなかろうかというふうところで、推測しているところでございます。また、平成22年度から23年度にかけての入院外の人数の増加につきましても、冬場のインフルエンザの流行やその当時の社会情勢に左右されるところもあり、なかなか分析が難しいところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○永末委員

ご理解をお願いしたいところでございますという答弁でしたけれども、実際やはり平成26年度の予算見ましても、生活扶助費で、総額で105億6千万円でございます。大体平成25年度からはそれほど増加はございませんけれども、医療扶助費だけで見ますと5千万円ほどの増加がございます。やはり、またこういったところを見ていきますと、本市においてこの部分の数字を何とかしてこう改善していくというのは、必須のことであろうというふうに考えております。先ほどの答弁の中でも、なかなか分析は難しいということもございましたけれども、やはり資料も出していただきましたけれども、こういった資料等もさらに詳細に、細かく分析していただくことで、何らかの対応策というのは確実に見えてくるというふうに思います。ですんで、まずそういったところをしっかりと検討していただきたいと思います。また先日の一般質問の中で、国保と比較して生活保護の医療費が多い原因というのをどのように考えるかという部分について、改めて聞きたいと思います。

○保護第1課長

基本的には健康で就労されている方々が加入されているのが社会保険や国民健康保険と考えておりまして、生活保護の場合は病気等を完治もしくは治療し就労する意欲はあるが、生活に困窮しており、医療費の捻出もできない方が多く、就労を開始するために治療を受けるというふうなことで回数は必然的に多くなり医療費も増加するというふうなことになるかと思っております。また、高齢者の皆さんが、被保護者の場合が多ございますので、健康を維持するために受診回数が多くなっているということも要因の1つではないかというふうに考えております。なお一

般的に生活保護における医療扶助は自己負担がないために、患者や医療機関に効率化の意識が働きにくくなってモラルハザードが起きているのではないかといった意見が一部にあることも承知しておりますので、我々保護課といたしましても頻回受診や重複投薬等々がないように、日ごろから注意して業務を遂行していきたいというふうに考えております。

○永末委員

最後になりますけれども、この生活保護の問題、改善していくべきだというふうに考えますけれども、確におっしゃるとおり、かなりデリケートな部分も含んでますし、難しい部分を多々含んでいる問題でもあると思います。当然、保護を受けるべき方というのに対しては、しっかりとした保護を受けて、最低限国民の生きていく権利というのをしっかりと守っていかなくちゃいけないというのはある一方で、やはりこちらでしっかりと改善していく部分というのを、今後も数字等を分析して、難しい部分ございますでしょうけれども、しっかりと努力をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長

次に、同じく119ページ、生活保護費一般についてになりますか。宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

119ページの生活保護費ということで、扶助費の項目が上がっておりますけれども、生活保護費は昨年の8月から27年までの3カ年間で、平均で6.5%、最大で10%の減額になるという生活保護の改悪がいま行われています。昨年の8月、生活保護基準が引き下げられましたが、一部上がった分もあるそうですけど、ほとんど引き下げられております。この引き下げ前と後では、どの位の差があるのか。個人で、そこそこ世帯で違うと思いますので、いくつか例を挙げていただいてご説明をお願いいたします。

○保護第1課長

さきの一般質問でもご答弁いたしましたけれども、改めて答弁させていただきます。いま質問委員言われましたように、平成25年8月支給分から生活保護に係る生活扶助基準が改定され、26年、27年と3カ年で平均6.5%、最大で約10%の引き下げが実施されることになっております。そこで改定前と改定後では扶助費にどのくらいの差があるかということのご質問でございますけれども、一般質問のときに答弁しましたモデルケースでお答えさせていただきます。まず、夫婦と子ども2人、父親が35歳、母親が30歳、9歳の小学生、4歳の幼児ということの4人世帯といたしますと、改定前が合計23万8400円、改定後が21万9300円となりまして、1万1540円、約4.9%の減額ということになります。また、高齢者の単身世帯で68歳の方というふうに仮定しますと、改定前が10万8000円、改定後が10万6900円となり、1100円、約0.1%の減額ということになります。最後に、母子世帯ですね、母親が37歳、13歳の中学生、8歳の小学生の3人世帯といたしますと、改定前が24万6070円、改定後が24万900円となり、5980円、約2.4%の減額ということになります。

○宮嶋委員

多くは1万以上というふうな引き下げが行われております。この後ですね、来月4月1日から2回目のまた引き下げが行われるんですが、この引き下げによって、この数字がどういうふうになるのか、わかりましたら教えてください。

○保護第1課長

委員がいま申されましたように、来月、4月1日支給分から2回目の改定が実施されて支給されることとなっております。改めてどのくらいの減額になるのかということのご質問でございますけれども、2回目の基準改定に係る説明会が先日、3月11日に県庁で行われましたけれども、システムの変更と打ち出した帳票を確認する基準額検証用計算ツールが今週中に送付

されてまいります。それまでは金銭的なことも非常に出すのも難しいというふうな状況でございますので、そこら辺はご理解をお願いします。ただ、いま聞いておりますのは、その報告会の中では、今回の消費税3%アップ分もこの基準改定には反映されるというふうなことで伺っております。

○宮嶋委員

4月1日、今度は4月1日が受給日ですかね。4月1日受給なのに、もう半月しかないわけですが、この時点で担当課にも数字がわからないと。これは国の、飯塚市の怠慢ではないわけですが、こういう状況の中で来月いくら生活費が入ってくるのかわからないというふうな状況なんですよね。本当に国は何をやっているのかなというふうに思います。いま消費税と言われたのは、また減額されるけれども消費税の分は幾分上乗せした感じでできますよということなんですかね。

○保護第1課長

当初は2回目の基準改定でございますので、下がるというふうな状況でございましたけれども、今回、先ほどもありましたけれども、臨時給付金の対象外となっております。その関係でその3%分は、アップする分は今度の基準改定の中に、その基準の改定、数字の中に反映させるということでございます。

○宮嶋委員

ということは、当初平均で6.5%、最大で10%の下げ幅だと言われてましたけれども、この分が修正されて少なくなるという理解でいいんですか。

○保護第1課長

我々は、いまそういうふうに思っております。下げ幅が少なくなるのではないかとというふうに考えております。

○宮嶋委員

それでは今回のこの引き下げで、この8月からの引き下げで、受給者の方の生活が、やっぱり4人家族で1万円、月に入ってくる分が減るということでは、大変じゃないかなというふうには推測はできるんですが、受給者の方の生活、どんなふうになっているのか、普段接しておられる、ケースワーカーさんなんか接しておられると思いますが、どういう状況なのか把握されておりますでしょうか。

○保護第1課長

昨年8月の第1回目の改定直後の支給日には、相当の苦情や抗議があるというふうに想定しとりましたが、実際には金額の確認等が主なもので、その数も多くはなかった、少なかったというふうに記憶しております。ただ、実際に基準が引き下げられたことにより受給額が減額となったことは事実でございます、受給者の皆さんの生活が苦しくなったということは聞き及んでおります。しかしながら、度々申しあげておりますように、この生活保護制度は国の制度でございます、我々はその国の定められた法令等に沿って保護行政を行っているわけでございます、現在、またこれからも適正な保護行政を心がけて実施していく所存でございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○宮嶋委員

確かに保護費は国の基準ですから、飯塚市がどうのこうのということとはできませんが、以前そういう生活、どうしても足りない分を補うための年末の見舞金とか夏の見舞金とか、そういう形でいろいろ行政も工夫されてきてたわけですよね。やはり、そういう温かい行政がやっぱり本当に求められているんじゃないかなというふうに思います。もう1つ、この11月から3月の間に冬季加算というのがありますが、1人世帯で、いまちょっと金額は変わったんじゃないかなと思いますが、2670円で間違いないんですかね。

○保護第1課長

いま、その資料を持ち合わせておりませんので、詳細な金額はわかりかねます。あとで来ていただければ詳細なところをお教えいたします。

○宮嶋委員

すいません。2630円だったのが2670円に上がったのかなと、私も確認するのを忘れたもんで、申しわけありません。冬季加算というのは、冬は暖房が要るだろうということで支給されるわけですが、これが2人世帯、3人世帯になると、わずかですけど、倍にはなりませんけど、わずかですが上がります。ただ冬季加算ができたのがいつの時点だったのか、この金額ができたのがいつだったのか調べていただきたいんですが、2600円ぐらいのお金で、いまの段階で灯油が何缶買えますかということになると、いま高齢者の方、特に配達していただかないと灯油を買いに行けないという方も多いんで、高齢者のひとり暮らしなんかの場合は、いま2千円ぐらい。安くても1850円とか900円とか、灯油2千円ぐらいするんですよね。何年前か、六百幾らとか、せいぜい800円ぐらいの時代だったと思います。この間、こんだけ灯油が上がったのに、冬季加算はそのままになっているんです。二千六百幾らだとすれば、1缶ちょっとで1カ月しのがないといけないう計算になるんですが、この冬季加算について福祉事務所というか、会議などで論議されたことがあるのかなのか、教えていただければ。

○保護第1課長

まず、冬季加算で灯油代とか、そういうことと限定されたものではございません。保護の生活扶助の中には1類、2類というものがございまして、光熱水費等は2類の中で見ると。1類につきましては食費とかそういう個人のをみるような形になっております。したがって、2類の中で光熱水費をみるという観点から見ますと、そういうふうな夏場はエアコンの電気代と、冬場は灯油代と、そういうものも入っていると、それプラス冬季加算というふうなことで、プラスアルファというふうなことで我々はとらえております。また、そういうふうな冬季加算が必要であるというふうなことは、全体の福祉事務所の会議の中では当然話し合いはしておりますし、今度は冬季加算をつけなくちゃいけない、今度はもう春になったからこれは落とさなくちゃいけないというふうなことでの話もしております。ただ、今さっき申されましたように、冬季加算というのはあくまでも限定されたものではなくて、プラスアルファというふうな考えております。

○宮嶋委員

冬季加算、灯油代とは書いておりませんが、やっぱり冬にそれだけの寒さをしのぐためのものがあるということで、そういう考え方で支給されているものだというふうに思います。ことしの冬も、本当に異常な寒さが続きました。さっき言われました夏の暑さもクーラー代、電気代ということで、ずいぶん負担になっているようですけども、こういうことに1類、2類と分かれていると言いますが、結局その辺にお金がうんと使わなければ、支出しなければならなければ、ほんとにあとは食費を切り詰めるしかないっていうのが、皆さんの実情なんです。本当に、お年寄り、特に高齢のお一人暮らしのとなんか、冬に訪ねたらほんとに防寒着をすっかり着ていかないと、上がってお話したら、その間にほんとにこたつも入ってないときもありますし、もちろん灯油なんかは、ほとんどつけてないという方がいっぱいあってですね、風邪引いて帰るような状況になることもあります。ほんとに大変な暮らしをされております。こういうのをやはりきちっと掌握して、生活保護制度は県の制度で、何ともなりませんと、こちらではできませんということでしたけども、こういうところに飯塚市が暖かい配慮をして、各地では福祉灯油というようなことで、幾らかのお金を灯油代ということで渡してるといような自治体もあるように聞いております。ぜひね、そういう思いやり予算というか、そこら辺のことをぜひ検討していただきたいということを要望して終わります。

○委員長

次に、第3款、民生費について、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありません

か。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第3款、民生費について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたしますので、職員の皆さん、入れ替わりをお願いします。

休 憩 17:01

再 開 17:07

委員会を再開いたします。

第5款、労働費、120ページから139ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております125ページ、健幸ウォーキング交流大会開催経費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

125ページの健康づくり推進費の中の恐らく各種大会記念品料10万と印刷製本費13万4千円に関連したことだろうと思いますけど、お題目は、健康で体も健康、心も幸せにと言うような形のウォーキング交流大会となっておりますが、予算が二十何万ぐらいで、そういうふうな大きなタイトルを挙げてね、本当にできるのかなと思って、お尋ねしますが、概要ちょっと説明してください。これは、ことし何か市報に載ってございましたけど、1回目か何かはもう去年のやつでやったんだらうと思いますけどね、その点も併せて。

○健康・スポーツ課長

健幸ウォーキングは、市民が健康で、かつ、生きがいを持ち、豊かに暮らすことができる健幸都市飯塚の実現のため、ウォーキングを日常に取り入れるきっかけとなることを目的に実施をいたしております。つい先日の3月9日の日曜日に、先ほど言われました第1回、今年度の方でございますが、第1回健幸ウォーキングを実施し、天気にも恵まれ、目標500人に対しまして約900人を超える参加者によって開催をいたしました。その概要でございますけれど、主催は飯塚市体育協会、共催が飯塚市、その他商店街連合会、新筑豊青果、筑豊製菓、お菓子のほうでございますが、筑豊製菓、それと千鳥屋、こうの湯温泉、サンビレッジ茜、ヒマラヤ飯塚店、焼き肉のミスター青木、筑豊ハイツ、大塚製菓の協賛をいただき、各種スポーツ団体、スポーツ推進員、さらには食生活改善推進会の皆様のご協力のもと、大変にぎやかに終了することができました。コースでございますが、コスモスコモン広場をスタート・ゴールとしまして、15キロ、7キロ、3キロのコースにわかれ、コモンの広場から東町商店街、本町商店街、囊祖八幡宮、勝盛公園、新飯塚駅前、川島古墳、旧伊藤伝右衛門邸を經由し、河川敷を回るコースを設定しております。また途中でチェックポイントを設け、保健師による健康管理も行い、そのほかスタンプラリー、まちなか発見クイズ、はいチーズと参加者が飽きないような工夫も行うとともに、文化財保護課の協力によりまして、伝右衛門邸への入場料のサービス、商工観光課協力による黒田官兵衛の顔出しパネルによる記念撮影、都市計画課による新飯塚駅西口駅前の健康・交流ひろばの完成図の展示等を行いました。また完成したばかりの新飯塚商店街のカラー舗装の道路をコースに取り込み、新しい飯塚市の魅力の発信もできたのではないかと考えております。さらには本町商店街では、お茶を、また、東町商店街では餅つきに、ぜんざいのサービスをしていただき、参加者には大変喜んでいただいております。また参加者の中には、商店街で買い物をされ、ゴールをされた方もおられました。そしてゴール地点のコモン広場では、食進会の協力によりまして、豚汁の提供を行い、寒い中、大変好評でございました。平成26年度につきましても、概要は、決定はしておりませんが、25年度が以上のように、大変好評でございましたので、この事業を踏まえ、さらに検討してまいりたいと考えております。

○兼本委員

500人の目標に、約1千人近くの参加者があったということで、盛大に行われたと。第

1回目としては、そんなに周知もできてないうちで、これだけの大会できたということは、成功に終わったんだらうと思いますけど、その中で予算ですけど、10万と13万4千円ぐらいで、いま言う豚汁を、ボランティアで出してもらったか、どうか知りませんがね。いろんなことをやったということですけど、経費としてはどういうふうな形になってやられたわけですか。

○健康・スポーツ課長

経費でございますが、参加者から大人一人500円をいただいております。これによりまして、大部分のものにつきましては、賄っております。また体育協会が主催になっておりますので、体育協会のほうで必要な経費については、かなり負担をさせていただいております。今年度につきましては、結果的に飯塚市側が負担をしました消耗品等の経費につきましては、およそ11万ぐらいになるかと思っております。

○兼本委員

福岡でマラソン、北九州でマラソンということで、非常にやっぱりいま、地区地区によって、特色のある自治体が人を集めろと、人を集めることによって経済効果がある。マラソンなら前の日やらから来るから、いろんな経済効果相当違うと思いますけど、1千人、しかし集まって商店街を通るといふことになれば、相当な経済効果も出てくるやろと思うんですよ。で、500円の参加料を取るといふことで、参加料500円を取って、参加料取ったお返しとしては何か他に、記念品か何かあげたわけですかね。

○健康・スポーツ課長

記念品というほどのものではございませんが、完歩賞と心づくしの記念品を少々お渡ししております。

○兼本委員

この間、足立さんのお話を聞きよったら、やっぱり3Kと言って、観光と健康と、それから環境と、たしか話よったね。で、それに合わせてね、いまオルレと言うかね、韓国の言葉らしいけどね。九州オルレと言って、これ嬉野とか、武雄とかいうようなところもやっとなるわけです。これも歩くだけなんよね。で、その散策をしながらやるという。これは1回ホームページでも出して、オルレと検索すれば出ますので、どういうものかをやって、これが飯塚市に当てはまるかどうかはちょっとわかりませんがね、そういうものがもしも当てはまるのであれば、例えば、節目節目のときに、これは外国人を呼び込むような1つの形でやっているわけよね。いろんなやっぱり中に、マナーというのがいろいろあって、13ぐらいマナーがあるわけですけども、ここではもう時間の関係がありますから、説明はしませんけどね、インターネット見てもらったらわかると思います。だから、結局大きな都市ではマラソンというようなものがやっけるけど、飯塚市はマラソンと言ったって、それは難しかりうと思います。だからそれに代わるべきものとして、観光施設がある。それから、例えば冷水の石畳とかなんとかがあるよね。そういうものとか、いろんなものを利用しながら、歩くんだったら、そんなに無理もしないであるけど、健康という形の中でまずは人を呼び込むという形のなかで、飯塚を知ってもらおうと。というのが、やっぱり一つのまちづくりの原点やから、非常にいいことやろと思う。これも参加者の中は飯塚だけやなく、じゃないかもしれないけどね。よそからもたくさん来たんやろと思いますけどね。おそらく市長やら副市長も歩かれたことやろと思いますけど、噂は聞いておりますけど、とにかく、やっぱりこういうものは一つ大々的にやってもらって、例えば、1千人が2千人になるとか、そういう形のもので、輪を広げていってもらって、やっていただくということを要望します。非常にいいことやからね。人を、とにかく人に来てもらうということが当市にとっては一番大事なことですから、人を呼び込むための政策というのは、やっぱり少々お金がかかったとしても、それだけの経済効果があればいいわけです。歩いた人がお茶1本買ってもらったら、150円ぐらい買ってもらったら約1千人の方

が買ってもらったら、相当な金になるわけやから、伊藤伝右衛門邸が、だから時期的に、いまの時期がいいのか、どういう時期がいいのかというようなものもよく検討して、今度は2回目の予算を挙げとるわけですからね。だから今後これが盛大裏にできて、そしておそらくテレビなんかもポンと来て、こういうものがあつてますよということのね、ものになるようなね、1つの飯塚の行事として、定着できるように頑張つてやってください。お願いします。

○委員長

次に、133ページ、ごみ処理費、消耗品費について、八児委員の質疑を許します。

○八児委員

133ページ、衛生費、ごみ処理費、消耗品（指定ごみ袋代）についてお伺いをいたします。消耗品費、指定ゴミ袋代が予算で1億1452万4千円挙がっておりますけど、内容について説明をお願いいたします。

○環境施設課長

ごみの分別収集及びリサイクルの推進を図るため、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶、空き瓶、各大・中・小の指定袋作成費57万4331巻き及び事業系の可燃ごみ大・中、不燃ごみ大、空き缶、空き瓶大の指定袋製作費、16万9811巻きの合計74万4142巻きで1億1452万4千円を計上いたしております。

○八児委員

ことしの4月から消費税が8%に引き上げられるわけですが、市民の方からですね、ごみ袋代の買いだめにより品切れ等が発生するんじゃないかと、購入するけど、困難ではないかと、そのような話を、私は2月の間に、何べんか聞いております。その対応どのようになってるか、お尋ねをいたします。

○環境施設課長

消費税率の引き上げに伴う対応につきましては、平成25年度当初予算編成時の前から、ごみ袋受注業者等と協議をはじめ、平成25年度当初予算額では3カ年平均の予算ベース、予算要求ベースの120%を予算計上し、家庭系が70万4770巻き、事業系が21万1220巻き、合計91万5995巻きの1億3541万4千円となっております。平成25年4月からは、消費税率の影響による販売状況を注視しながら本格的には平成26年1月よりごみ袋受注業者及びごみ袋製造業者と発注計画に基づく迅速な納品体制など、対応策について協議を行っております。また、ごみ袋等販売所の飯塚市、シルバー人材センター及び飯塚市商工会と密に連絡を取り合い、ごみ袋等の在庫確認を行いながら、適時ゴミ袋発注、受注業者に発注し、販売所において、品薄状況にならないよう対応策をとっております。なお現在のところ、市民の方から販売店において指定ごみ袋等がなくなって困っているというお話は出ておりません。

○八児委員

私も注意してコンビニなり、ドラッグストアなりのごみ袋の販売のところを見ておりますと結構ありますので、市民の皆さん方はしっかり経済対策という形で、買いだめをされておるわけですけども、しっかりその対応はできておるんじゃないかと思っておりますので、ほんとに安心しておられるかなと思っておりますので、その点について、皆さん方、やっぱり先見の明というか、同じようなことがあつたわけですね、何年か前に、十何年か前ね。それで、もう1つ実は、勘違いされてる分がございまして、要するに、ごみ袋代が値上げすると、4年前ですかね、ごみ袋代を値上げしたときに、以前のごみ袋にはシールを張るといふ形がございまして、今回もそのような形になるのかといふふうな形のお問い合わせもあつておりました。その説明については、周知については、3月はじめの市報と一緒に入ってきて、お知らせを見ていただいたらわかつたと思っておりますけれども、実は、これに限らずですけども、こういうふうな値上げをするときには、やはり市民の皆さん方の同意をといふか、わからない点がたく

さんあると思っておりますし、早くわかっておることでもありますので、できれば、ことし初めとか、そのような早めにお知らせ、税率が3%の税率が上がるから、このような形でゴミ袋代も上がりますよと、そのようなお知らせを早目にやっていただきたい、そのように思っておりますので、要望させて、これは終わります。

○委員長

次に139ページ、特色ある教育活動支援事業委託料について、宮嶋委員の質疑に許します。

○宮嶋委員

139ページの緊急雇用創出事業費というところで、特色ある教育活動支援事業委託料が1061万2千円、これは県費のようですが、この内容についてお尋ねをいたします。

○教育総務課長

この事業は国の緊急雇用創出事業、県の基金事業を活用しまして、市内小中学校で行われております教育活動や道徳の時間などの中で、工作物等を教材として活用することにより、児童生徒が郷土の文化に触れ、理解を深めるための教育活動の支援を行うとともに、併せまして教育環境の整備、子どもの見守り活動を行うものでございます。

○宮嶋委員

これどういう方がこの教育活動に当たられるのか、何人ぐらいを雇用されるのかお尋ねします。

○教育総務課長

この事業は委託ということで実施をいたします。委託先はまだ決定ではございませんが、今後事業の実施時期と併せて、県と協議をしながら決定をしたいと考えております。雇用の予定人員は6名で、先ほど申しましたように工作物等、教材として活用するというところでございますので、高齢者等の熟練者等を想定しているところでございます。

○宮嶋委員

どういうところが委託先として考えられ、どこということではなくて、どういうことをやっている、こういう団体とか、そういうのがあるのか、どうか。こういう委託を受けてくださるところがあるかどうかというのをちょっとお尋ねします。

○教育総務課長

現在想定しておりますのは、当然教育関係の活動をされている、さらに先ほど申しましたように、今度の雇用が高齢者等熟練技術を持たれたということで、今回の場合は、職安等を通じた雇用になりますので、そういう職種で募集をできる業種、民間業者ということになるかと思えます。

○宮嶋委員

何か、個人、こういう方をお願いするという当てがあって、個人をお願いする分はあるけども、職安を通して、こういうことを引き受けてくださる団体と言うか、事業者があるということなんですね。そして、これは小中学校全校を、どういうふうに委託をされた業者の方が考えられるんでしょうけど、同じ方が大体同じ学校を幾つかを受け持つとかいうようになるのか、ずっとぐるっと廻られるのか。年間どのくらいの時数というか、を受け持たれるのか、お尋ねします。

○教育総務課長

いま想定しておりますのは、先ほど申しましたように、雇用としましては6名でございますので、市内小中学校、来年度32校になりますが、一人当たり大体5、6校を受け持っていたいて、年間夏休みとか冬休みを除いた年間、いまのところ予定では162日を活動の日数というふうに考えております。

○宮嶋委員

結構162日というのは、日数としては、結構週3、4日行かれるというようなことになり

ますよね。学校いくつか廻られるわけですけど、はい、わかりました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:28

再 開 17:28

それでは委員会を再開いたします。

次に、第4款、衛生費及び第5款、労働費について、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、第4款、衛生費及び第5款、労働費について、質疑を終結いたします。

次に、第6款、農林水産業費及び第7款、商工費、140ページから163ページまでの質疑については、質疑通告があっておりませんが、ほかに質疑はありますか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、第6款、農林水産業費及び第7款、商工費について、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成26年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。

大変お疲れまでした。